

# 調査報告書

平成 25 年 7 月 29 日

湯河原中学校支援対策本部

□項目	
■はじめに	4
■支援対策本部の活動の経緯	5
■調査報告書作成にあたっての調査方法	6

## 第I部 自死に至るまでの事実

### 第1章 事実経過

1節 背景となる事実	7
------------	---

#### 1 本件中学校

- (1) 本件中学校の概要
- (2) 教育目標等、学校経営方針
- (3) 本件中学校の生徒指導の状況

#### 2 当事者グループ

- (1) ■生徒 ■について ■
- (2) ■生徒 ■について ■
- (3) ■生徒 ■について ■
- (4) ■生徒 ■について ■

#### 3 ■とその他の生徒との関係について

- (1) クラス内の生徒との関係
- (2) クラス外の生徒との関係
- (3) 部活動の生徒との関係
- (4) その他（習い事等）の生徒との関係

2節 ■に対する行為について	17
----------------	----

- 1 1年次の状況
- 2 2年次の状況

3節 個別事項について	23
-------------	----

- 1 ■の帰宅時刻が遅くなった件について
- 2 人権侵害に関わる侮辱的発言について
- 3 ■シューズについて

4節 ■の家庭での様子	25
-------------	----

### 第2章 事実の考察

1節 いじめの定義	26
-----------	----

#### 2節 いじめの認定

- 1 認定の要件
- 2 具体的な当てはめ
  - (1) 一定の人間関係のある者から

- ア グループ内のつながり
- イ ■と■の力関係
  - (ア) ■と■
  - (イ) ■と■
  - (ウ) ■と■
  - (エ) ■と■
  - (オ) ■と■
  - (カ) ■と■

- (2) 心理的・物理的攻撃
- (3) 精神的苦痛を感じている
- (4) 結論

3節 自死の原因の考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

- 1 支援対策本部としての視点
- 2 具体的考察
  - (1) いじめ行為の変容と■の受け止め
  - (2) 自宅での自死の決行
- 3 他要因の考察
  - (1) ■の性格について
  - (2) 家庭について
- 4 まとめ

第3章 課題

1節 いじめへの気づき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

- 1 学校が得ていた情報について
- 2 担任教諭について
- 3 学年担当教諭について
- 4 部活動顧問の教諭について
- 5 管理職（校長・教頭）について
- 6 学校関係者について
- 7 保護者について

2節 いじめへの気づきに対する課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

- 1 教諭によるいじめ認知の遅れ
- 2 学校経営上の課題点は
  - (1) 生徒指導、教育相談体制
  - (2) チームによる指導
  - (3) 保護者・地域との連携
  - (4) 教諭間の連携

第Ⅱ部	事後対応	
第1章	事実経過	
1節	学校の対応について	44
1	生徒（保護者）の心のケア	
2	一般生徒への支援・指導	
3	部活動への対応	
4	加害をしたとされる生徒[ ]への指導	
5	教職員への指導等	
2節	町教育委員会の対応について	47
1	本件中学校への支援	
2	地域・関係諸機関との連携	
3	町立小学校との連携	
4	町長部局との連携	
第2章	考察	47
第Ⅲ部	今後に向けての取組み	
第1章	学校として	49
第2章	町教育委員会として	
資料編		57

## はじめに

湯河原町、湯河原町教育委員会は、平成25年4月10日、町立中学校2年生男子生徒が自死したことを重く受け止め、さらに、その後に行った当該学年に対するアンケート調査から、2割の生徒がいじめにつながる事実を記載していたことから、いじめの事実関係、いじめが起こった背景について明らかにすることが重要な責務であると考えた。

そこで、町立中学校における支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を、平成25年4月21日に設置し、いじめの事実関係等を明らかにするための調査を行うこととした。

支援対策本部の構成は、町教育委員会事務局長を本部長に、町教育委員会学校教育課副課長、町教育委員会指導主事、県教育委員会教育局子ども教育支援課指導主事、県教育委員会教育局足柄下教育事務所指導主事及び足柄下教育事務所に勤務する教育指導員2名（非常勤職員）の7名である。

具体的な取組として、生徒・保護者へのアンケート、生徒からの聞き取り、教職員からの聞き取り、保護者からの聞き取り、御遺族からの聞き取り、部活動地域指導者、学校評議員等からの聞き取りをもとに、加害と思われる生徒の行った事実の解明を行った。聞き取りを行うにあたり、「公平」「中立」の観点で先入観のない状況での実施を心がけ、原則1名の聞き取りに対して、町教育委員会以外の2名が対応した。その結果を、報告書という形でまとめた。

報告書の構成は、第Ⅰ部として、起こった事実を明らかにし、いじめか否かを認定し自死の原因について考察した。具体的には、まず学校等で起きたいじめと目される事実を時間の流れに従って記載した。次に、アンケート等に指摘されたいくつかの重要な事実で明確に認定できなかった事実について検討した。さらに、亡くなった生徒の家庭での様子について検討した。その上で、明らかになった事実をもとに、①加害をしたとされる生徒それぞれが行った行為がいじめと言えるのかどうか。②自死の原因はどこにあったのかについての考察をした。最後に、支援対策本部が認定した事実関係から浮き彫りになった課題を抽出した。

第Ⅱ部として、学校、町教育委員会の事後の対応を検討し、第Ⅰ部と同様に、生徒の自死以後、学校と町教育委員会の動きを具体的に記述し、そこから浮かび上がる学校と町教育委員会の対応について考察した。

第Ⅲ部として、以上の検討を踏まえて、今後に向けて実践すべきと考えられる取組を、学校及び町教育委員会それぞれの立場から記述した。

本報告書の作成に際し、過去に作成された複数の同様の報告書を可能な限り入手して参考とした。こうした過去の事例を踏まえつつ、さらに教育現場を良くする方法は何かという観点でも議論したことも付言しておく。

## 支援対策本部の活動の経緯

本報告書完成に至るまでの支援対策本部の活動の経緯は、資料1のとおりである。この支援対策本部が設置される前に、町教育委員会は県教育委員会に対し緊急支援チームを要請し、7日間にわたり学校内を中心に活動した。

支援対策本部では、校長をはじめ、教職員に現状を聞き取り、今やるべき活動の内容を確認し、優先順位を決め活動に取り組んでいった。学校では、全校及び学年における集会において、本件中学校2年生男子生徒が亡くなった事実を伝えて、今後の学校及び生徒としてとるべき行動や心構えについて話した。その後、生徒に対し、アンケートや作文などを実施し、その結果は、本件の内容確認をしていくための資料とした。

また、生徒の心の安定を図るため、教育相談の時間も通常よりも増やすとともに、学校生活の中で生徒の心情にはたらきかける場面の設定を学校と確認、協議し、実施した。

さらに、臨時保護者会及び記者発表の中で、保護者等にも本件についての内容をお知らせし、今後の湯河原中学校の教育活動に対する理解と、可能な限りの協力を依頼した。

上記の教育相談については、学級・学年の職員全員で生徒等の様子をていねいに見取り、引き続き相談が必要と判断される生徒等に対しては、継続して相談を実施していった。また支援対策本部では、自死した生徒の学年にとどまらず、全校生徒対象のアンケートを実施し、その内容を確認、補充するための聞き取りを行った。さらに生徒、教職員、学校関係者に対し聞き取りを行ったが、生徒については予め、保護者へ通知（資料2）を出し、聞き取りを行う旨を伝え、可能な限り不安の少ない形での実施を心がけた。また加害生徒に対しても、始めから「加害」という捉えではなく、事実を知るために必要となる聞き取りを行った。

保護者全員に対する聞き取り調査に関しては、保護者アンケートを実施し、その結果も事実の解明に向けた資料とした。

## 調査報告書作成にあたっての調査方法

(ただし■■■■生徒を表す。)

- (1) 本件中学校の生徒に対し、実施したアンケートは次のとおりである。
  - ① 平成25年4月11日 本件中学校2年生に対し、「今回のことについて、何か知っていることがあれば書いてください。知らない人は、自分の思いを書いてください」という内容で実施した。また、■■が所属している部活動の3年生部員に対し、「■■さんについて、実際に見たこと、気付いたことを書いてください」という内容で実施した。
  - ② 平成25年4月15日 本件中学校2年生に対し、「■■さんのことについて、部活動以外で(1年、2年の学校生活の様子)、これまでに本人から直接話を聞いて知っていることや、自分が見かけて気になったことはありますか」という内容で実施した。また、3年生に対し、「2年生■■さんのことについて、これまでに本人から直接話を聞いて知っていることや、自分が見かけて気になったことはありますか。今回のことについて、実際に見たこと、気付いたことを書いてください」という内容で実施した。
- (2) 本件中学校の保護者に対し、実施したアンケートは次の内容である。
  - ① 「■■さんについて、直接見て、知っている事がありますか。ある場合、できるだけ具体的にお書きください」
  - ② 「お子さんはいじめ等により学校生活で困っていることがありますか。ある場合、できるだけ具体的にお書きください」
- (3) (1)のアンケートをもとに、本件中学校の生徒から聞き取りを行った。対象者は延べ679名であった。(全校生徒592名のうち、確認のため再度の聞き取りを行ったことから、この対象者数となった。)
- (4) (2)のアンケートをもとに、本件中学校の保護者から、聞き取りを行った。対象者は2名であった。( (2)で直接見たことがある方を対象者とした。)
- (5) 御遺族から、■■についての聞き取りを行った。
- (6) 平成25年4月12日から本件中学校の教職員(現教職員・前教職員)からの聞き取りを行った。対象者は延べ58名であった。(現教職員 41名・前教職員 9名。確認のため再度の聞き取りを行ったことから、この対象者数となった。)
- (7) 平成25年5月22日から部活動地域指導者、学校評議員、保護司、民生委員・主任児童委員から聞き取りを行った。対象者は20名であった。

※ (3)～(7)の聞き取りについては、原則として県教育委員会指導主事及び教育指導員が行った。体制としては、1名の聞き取りに対して2名の体制で行った。

## 第I部 自死にいたるまでの事実

### 第1章 事実経過

以下、特に断らない限り、日時については「平成25年」である。事実認定のために使用した資料は、学校及び町教育委員会から提出された資料、支援対策本部の聞き取り結果である。

#### 1節 背景となる事実

##### 1 本件中学校

###### (1) 本件中学校の概要

本件中学校の生徒数は、学校全体では592人（平成25年5月現在）、各学年約200人規模で、県西部では大規模校と言える。各学年の学級数は、1年5学級、2年5学級、3年6学級、支援級（8組 なお、本件中学校では障害等支援を必要とする特別支援学級を「8組」としている。）2学級の合計18学級からなり、クラスあたりの平均生徒数は約37名となっている。

本件中学校は、3つの小学校区からなり、町内唯一の中学校であるため、その学区域は町内全域に及ぶ。そのため、公共交通機関を利用して通学している生徒も少なからずおり、通学時間も最長で50分程度かかる生徒もいる。

本件中学校の教員数は40名である。年齢別で見ると20歳代9名、30歳代15名、40歳代5名、50歳代11名となっている。これは、本校に限ったことではなく、比較的若い年齢構成であり、中堅と言われる年齢層が薄い傾向にある。

また、平成24年度県学習状況調査の結果から、本校の学力の状況を見ると、5教科の総問題数の約70%において、全県の平均正答率を下回る結果となっている。このことから、生徒の基礎的・基本的学習内容に対する習熟は、それほど高い傾向にはあるといえない状況である。

そのような状況も踏まえ、平成23年度から3年間、県教育委員会の「学びづくり研究推進地域委託事業」委託地域の中学校区として、学びづくりに係る研究を推進している。

平成23年度は、『基礎学力をつけさせるための授業改善～学びの構えとアクション・リサーチの取り組み～』とテーマを設定し、授業規律を定着するための「学びの構え」を示し、生徒アンケートをもとにした授業改善の取組を行った結果、校内は落ち着きを取り戻し、生徒たちは「学校で学ぶ」という当たり前の活動ができるようになった。

平成24年度は、『思考力・判断力・表現力等の育成を目指した授業改善～学び合い・高め合い・支え合いを意識したより良い授業づくり～』とテーマ設定をし、生徒に身につけさせたい力として、コミュニケーション能力に注目し、言語活動や体験活動の充実を意識した取組を進めてきた。

平成25年度は、『わかる喜び・できる喜びを目指した授業改善～思考力・判断力・表現力等の育成を意識した良い授業づくり～』とテーマを設定し、学力の3要素



のバランスを意識した、より質の高い授業を構築するための授業改善を目的として研究を行うことが示されている。

また、県教育委員会の「児童・生徒指導研究校」に指定され、たとえ問題行動が多発しても、落ち着いた揺るぎない学校を作るために、正義感を持ち、行動できる集団を育てることを第一とした。これは、生徒のやる気や正義感に訴える取組を活発にし、自治力・自浄力を育てることを目標としたためである。

また、部活動も盛んで、部活動に加入している生徒は、449名（平成25年5月現在）であり、全校生徒に対する部活動加入率は約75%である。全県の部活動平均加入率約63%と比較しても、部活動加入率は高いといえる。顧問教諭の体制は、一つの部活動に対して2名以上の顧問教諭を配置する複数顧問制を採用している。

大会等の戦績は、平成25年度の春季大会で、サッカー部が県西地区で優勝し県大会出場、バレーボール部は、県西地区で男子が12位、女子が6位で共に県大会出場を果たした。女子バスケットボール部は県西地区で優勝、ソフトテニス部の男子は地区で団体優勝を果たした。その他の部活動も団体及び個人で優秀な成績を収めている。

## （2）学校経営方針

本件中学校では、教育基本法・学校教育法・県及び町教育委員会の指針を基に、生徒・保護者・教職員・地域社会の願いを踏まえ、主体的に生きる心豊かな生徒の育成を目指し、次の学校目標を設定している。

### <学校教育目標>

『確かな学力と豊かな感性を持ちたくましく生きる生徒の育成』

- 1 確かな学力と社会に貢献できる力を育てる  
自分から進んで学び、考え、本当のことがわかる生徒を育成する。 (知)
- 2 豊かな心と健やかな体を育てる  
命や自然を大切にし、仲間や他を思いやる生徒を育成する。 (徳)
- 3 主体的に行動できる力を育てる  
夢と希望を持ち自分の行動に責任を持つ、健全で健やかな生徒を育成する。 (体)
- 4 安全・安心で『絆』を大切にしたい学校づくり  
学校・家庭・地域の「絆」を大切にしたい、協働して子ども達を育てていく学区教育環境の整備を図る。 (連携)

この学校教育目標を受け、平成25年度のキャッチフレーズは、次のとおりである。

～さわやかなあいさつがこだまする中学校～

思いやりと笑顔があふれる学校  
学び合い・高め合い・支え合い  
あいさつ、清掃、まじめな学習

本件中学校は、『学校は、学習の場である』という基本認識のもと、家庭の教育力、

地域の教育力と融合しながら、学校力を十分発揮し、「知・徳・体」のバランスのとれた子どもの育成を目指している。子どもにとって「明日も学校に行きたい」、教諭にとって「明日こそもっといい授業を」、地域にとって「地域の学校なんだ」と自慢できる学校づくりを目標としている。つまり、本件中学校の“目指す姿”は、生徒、保護者、地域・社会、教職員が満足できる学校となることである。

これらの基本的な考え方をもとに、学校はすべての「学習の場」であることを根幹に“学び合い、高め合い、支え合い”のある学校、職場を目指すことを、学校経営方針として掲げている。

### (3) 本件中学校の生徒指導の状況

(文章中に記載の [ ] 生徒を表し、 [ ] はそれぞれ [ ] 生徒を表す。)

#### ア 全体傾向

学校経営の努力点の1つとして、生徒指導の充実を挙げている。具体的には、次の4点を示している。

- ・生徒一人ひとりをよりよく理解し、生徒との信頼関係を確立する。
- ・全校的指導体制を確立し、一人ひとりが積極的な生徒指導を実践し、情報交換を密に行い、共通理解のもとに意図的・計画的な指導に努める。
- ・教育相談体制の充実を図り、不登校生徒の減少を目指す。
- ・生徒の健全育成に向け、家庭・地域、保育園・幼稚園・小学校、関係機関との連携をより一層強める。

校務分掌では、生徒指導・支援グループリーダーの総括教諭のもと、生徒指導係が置かれている。生徒指導係のリーダーが、生徒指導担当教諭であり、各学年にそれぞれ学年生徒指導担当教諭が置かれている。

時間割の中に、生徒指導担当係会が組み込まれており、毎週、火曜日の5時間目に打合せを行っている。係会のメンバーは、教頭、生徒指導・支援グループリーダー総括教諭、生徒指導担当教諭、学年生徒指導担当教諭である。打合せの内容は、生徒指導に係る情報の共有と、指導方針の確認、徹底である。

平成22年度県児童・生徒の問題行動等調査では、いじめが7件、暴力行為が62件、不登校が17件と報告されている。平成23年度県児童・生徒の問題行動等調査では、いじめが9件、暴力行為が26件、不登校が46件と報告されている。

#### イ 平成24年度の状況

平成24年度県児童・生徒の問題行動等に関する短期調査の結果等から、次の状況が分かる。

ただし(イ)(ウ)については、平成24年4月から12月までの調査結果である。

#### (ア) いじめ

いじめについては、平成24年4月から12月までに19件を認知しており、被害生

徒の学年別では、3年生が1件、2年生が4件、1年生が14件であった。加害生徒の学年別では、3年生、2年生がそれぞれ1件ずつ、1年生が13件、加害者不明が4件あった。加害生徒が明確な事案については、全て同学年内でのものであった。

全19件のうち、被害生徒への支援及び加害生徒への継続指導に関しては、担任を中心に、学年主任、学年生徒指導担当教諭、事案によっては生徒指導担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラーを加えた校内チームで対応した。そのうち、8件が解消済み、10件が一定の解消が見られたが、継続支援中である。被害者が2年生で、加害者が不明の1件のみ改善が見られず、担任を中心とした、生徒指導担当教諭、教育相談コーディネーター、学年主任、学年生徒指導担当教諭、スクールカウンセラーの校内チームで被害生徒に対し継続的に支援をしている。

1年生の事案は、5、9～11月にまとまって発生しており、その内容は言葉による嫌がらせ、暴力、器物損壊が主であった。このことから、中学校入学後1カ月が経ち生活に慣れてきた頃と、夏休み明けの数カ月、1学年として落ち着きが見られなかった状況がうかがえる。また、学校全体との比較でも、全体に対して70%が1年生の事案であることから1年生に落ち着きがない状況をうかがうことができる。

19件の事案のうち、保護者からの連絡により事案を認知したものが3分の1、それ以外は、本人からの訴え及び教職員がいじめの状況を自らの目で認知したものである。

また、平成25年1月から3月までに、いじめを新たに4件認知している。被害生徒の学年別では、2年生、1年生がそれぞれ2件ずつであった。加害生徒の学年別では、2年生が1件、1年生が2件、加害者不明が1件であった。内容は、言葉による嫌がらせ、暴力、上履きを隠す等の行為であった。4件のうち1年生の1件は、保護者からの訴えにより認知できた事案である。被害者への支援及び加害者への継続指導に関しては、担任を中心に、学年主任、学年生徒指導担当教諭、生徒指導担当教諭の校内チームで対応し、そのうち、4件すべてが解消済みである。

平成24年度間のいじめについて合計23件を認知しているが、XXXXXXXXXXが関わったものは一つも認知されていない。また、当該部活動内でのいじめの認知もなかった。

これらの事案について、同一部活動内やその継続性など、本件事案と類似するものは見当たらない。

## (イ) 暴力行為

暴力行為については18件あり、そのうち、生徒間暴力が13件と最も多く、対教師暴力が4件、器物損壊が1件であった。生徒間暴力は、ふざけの延長からのものや、感情をコントロールできなかったことから発生したものであった。対教師暴力については、指導に対する反発が原因であり、特定の教諭に対するものではない。また、器物損壊は、落書きの事案であり加害者を特定できなかった。加害生徒の学年別では、3年生が7件、2年生が4件、1年生が6件、加害者不明が1件であり、特定の生徒が5件以上繰り返し起こした（本県の問題行動等調査による内容のもの）事案はなかった。

加害生徒への継続指導に関しては、担任を中心に、学年主任、学年生徒指導担当教諭、事案によっては生徒指導担当教諭を加えた校内チームで実施した。特に、学年をまたぐ

事案については、当該学年同士がチームとなり、生徒指導担当教諭のリーダーシップのもと、指導を行った。

1年生の事案は、4月、6月、7月、9～11月にそれぞれ1件ずつ発生している。全て生徒間の暴力事案であるが、特定の被害生徒に対して行われた暴力行為ではない。

暴力行為についても■■■■■■■■■■が関わったものは一つも認知されておらず、また当該部活動内での暴力行為も認知されていなかった。

これらの事案について、同一部活動内やその継続性など、本件事案と類似するものは見当たらない。

#### (ウ) 不登校

不登校については、全校で29名であった。学年別では、3年生が12名、2年生が11名、1年生が6名であり、29名全員に対して、担任を中心に、学年主任や教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、適応指導教室専任教諭等のチームで支援を行った。

参考までに、■■■■は、1年次に欠席は■■■■日、理由は体調不良であった。

#### (エ) 全体傾向

本件中学校は、数年前よりも落ち着いた状態で教育活動が行われており、地域からも同様の声が聞かれている。一方で、問題行動が完全には無くなっているわけではない。ただし、これらの状況を、全保護者に対して報告はしていない。一方で、前述したように、暴力行為、不登校の事案の全てにおいて、■■■■■■■■■■及び当該部活動に関わる事案は報告されていない。

## 2 当事者グループ

■■■■■■■■■■の所属する部活動の顧問教諭は2名おり、以下、それぞれを「顧問教諭S」、「顧問教諭T」という。

### (1) ■■■■■■生徒■■■■について(以下■■■■という。)

#### ア 学校生活

授業中は私語を慎み、話をきちんと聞き、どんな教科でも意欲を持ち、与えられた課題にきちんと取り組んでいた。教諭の一人は、授業中に■■■■の質問に答えたら、「ありがとうございます。」ときちんと返答してくれた姿が印象に残っていると述べている。

清掃時には、率先して清掃活動に取り組む姿が見られた。

学習発表会実行委員に立候補し、ステージ担当として一生懸命に取り組み、最後まできちんと責任を持って仕事をやり遂げた。また、技術科係として教科連絡をしっかりと行うことができた。担任教諭は、班長としてリーダーの資質も感じており、何でも任せられる人物であったと述べている。

ハートフルウィーク(本件中学校における教育相談週間の名称)の面談では、■■■■からの相談等は全くなく、また、他の生徒との面談からも、■■■■に関する情報はなかった。さ

らに、平成24年7月と12月の保護者面談においても、生徒指導に関わる相談はなかった。

2年生になり、4月の始業式の日からの様子について、担任教諭や学年担当教諭から次のように述べられている。

○4月5日、今思うと■の様子は少し元気がなかったように感じる。(担任教諭)

○4月8日、特に気になる様子はなかった。(担任教諭)

○4月9日、自己紹介カードを作成した後、家庭訪問の地図を書いた。その裏面に担任への一言を書いたが、そこに、■は「たまには僕たちの悩みを聞いてください。1年間よろしくお願ひします」との記載があった。(担任教諭)

○4月10日、朝学活時、■の後ろの生徒がうるさかったので副担任教諭が注意した。その時■は机にうつぶせていた。(学年担当教諭)

○4月10日、自己紹介用の写真を撮る際、友だちと撮ってもよいということだったが、■は一人で撮った。他にも、一人で撮っている生徒はいた。体力テストへの参加状況についても、気になる様子はなかった。(副担任教諭)

## イ 性格

担任教諭の■に対する第一印象は、自分から積極的に関わることのない、おとなしいタイプの、どちらかといえば控えめの印象があり、人の話をきちんと聞く事ができる落ち着きを持っている生徒であった。加えて、口数が少なく、自分の考えや感情を表に出すことはほとんどなく、自分勝手な行動や他人の悪口を言うこともなかった。

教科担当の教諭は、■が真面目で物静かなタイプであり、授業の準備などをよく手伝い、いろいろなことに興味があったように感じるが、いつも一歩後ろから見ていたようなところが印象的であった、と述べている。

また別の教諭は、いつもにこにこしていて、笑顔あふれる生徒という印象が強く、他人の不満や悪口を言っているのを聞いたことがなく、当該教諭の授業中の発言に対して、「先生それマイナス発言ですよ。」とって笑顔で諫めてくれる場面もあったと述べている。

## ウ 交友関係

周囲からの信頼も厚く、多くの友人と楽しく充実した学校生活を送ることができていた。学級の中では穏やかな友達と過ごすことが多く、休み時間には学級の友達と談笑する場面もあった。自宅が近所の生徒と同じクラスであったので、部活動のない朝は一緒に登校していた。また、出席番号の近い男子生徒と仲が良く、いつも一緒にいた。■が所属している部活動の他のメンバーとは、同じクラスではなかったため、■から他のメンバーのところ遊びに行くようなことはなかった。

1年次の夏休み頃から■から町立の体育施設で■をしようと誘いがかかるようになった。最初のうちは行きたくなければ断っていたが、だんだんと断らずに誘いに乗っていた。

(2) [redacted] 生徒 [redacted] について (以下 [redacted] という。)

ア 学校生活

[redacted]

イ 性格

[redacted]

ウ 交友関係

[redacted]

[Redacted]

(3) [Redacted]生徒 [Redacted]について (以下 [Redacted] という。)

ア 学校生活

[Redacted]

イ 性格

[Redacted]

ウ 交友関係

[Redacted]

(4) [Redacted]生徒 [Redacted]について (以下 [Redacted] という。)

ア 学校生活

[Redacted]

イ 性格

ウ 交友関係

3 ■とその他の生徒との関係について

(1) クラス内の生徒との人間関係

1年次のクラスは、男子■名、女子■名の計■名であった。運動会や合唱コンクール等の行事にはクラスとしてしっかりと取組むことができた。平成24年度一年間を通して、4～8月までは男子が落ち着かず、9月からは女子が友人関係でもめる状況があり、男子にあまり目が向けられていなかったと担任教諭は述べている。学年のある教諭は、男子の雰囲気はよく、何人かがふざけて、はしゃいでしまい騒がしい様子もあったが、節度を持って授業を受け、数人の生徒がお互いを注意することができ、気のいい生徒が多かったと述べている。

■はクラスの中で、人から嫌がられる存在ではなく、クラス内の生徒とトラブルを起こしたことはない。学級では、学習意欲もあり、穏やかな雰囲気、比較的真面目な生徒と交友関係を持っていた。学力も高く、周囲からの信頼も厚い存在だったと、担任教諭は述べている。

同じクラスの生徒は、■をからかったりすることはなく、遠足のバス乗車中に、■が吐いてしまうことがあったが、クラスの生徒が嫌なことを言うこともなかった。授業中の活動や発言に対して、周りの友だちからちよっかいを出されることもなかった。

また、清掃指導を担当した教諭によると、清掃時は、お互いにふざけ合ったり、追いかけて追いかけられたりもあり、クラスの班内での人間関係は良好であったと思うと述べている。

2年次のクラスは、男子■名、女子■名の計■名であった。平成24年度同じクラスであった生徒は、■を含めて男子は■名である。クラス替えに大きく不平不満を



言う生徒もなく、落ち着いた状態だった。トラブルのようなものも感じられなかった。まだ、人間関係も固定されていなかったが、悪い雰囲気はなかったと担任教諭は述べている。

1年次も2年次も■が所属する部活動の■とは同じクラスではない。担任は、1年次、2年次とも同じ教諭（7年経験者、本件中学校4年目）である。

## (2) クラス外の生徒との関係

クラス外の生徒とのトラブルは1年次、2年次とも認められなかった。

## (3) 部活動の生徒との関係

以下、部活動の状況及び指導体制を述べた後に、部活動内での■とその他の部員との関係を述べる。

### ア 部活動の状況

朝練習は原則として、毎週■曜日■時■分～■時■分まで実施しており、平日の放課後は基本的に休みなく活動し、通常午後■時■分頃に始まり、終了は季節によって異なっていた。大会のある月は、土、日も休まず活動していた。それ以外は、月に2～3日の休養日を設定していた。大会を除けば練習試合があるときに遠征に出かけており、特に回数を決めて行うことはなかった。

3年生は、例年7月の中旬から下旬で引退をする。平成24年度は、■をもって引退している。3年生引退後、新チームになってからの大会結果は、平成24年10月下旬に開催された■、平成24年11月下旬から12月上旬にかけて開催された■であった。3月2日、3日に開催された■大会■であった。

練習は、3年生が引退するまでは、3年生と2年生と一緒に体育館で練習し、1年生だけで練習の一部を外で行うことがあった。3年生引退後は、2年生（■名）と1年生（■名）と一緒に体育館で練習をしていた。■の洗濯については、例年、当番表を作成して1年生が分担して行っていた。平成24年度は、その分担を生徒たちに任せていた。■の洗濯を持ち回りで行うことは、平成24年度の部活動保護者会で、保護者に対して顧問教諭が説明している。

遠征時の道具等の役割分担については、■年生の■名全員が何かしらを担当し、足りなければ上級生が手伝うという体制であった。

### イ 部活動内の指導体制

部活動内での顧問教諭の役割分担は、大会直前の時期に技術的な指導を行う者と、練習試合の設定や事務仕事等を行う者に分かれていたが、厳密なものではなかった。

顧問教諭Tは、週に3日程度練習に出て指導していた。3月4日（■大会終了後）以降は練習に行っていない。これは、4月から、顧問教諭Sが中心となって指導を行って行くことを考慮してのことだった。

顧問教諭Sは、3年の学級担任であったため、秋頃から進路事務のため、平日の練

習にはあまり行けなかった。部活動の終了時刻には体育館に顔を出し、戸締りやミーティングをしていた。朝練習も体育館の鍵を開け、最初の5～10分程度顔を出し、終わりの指示や片づけ指導を行う程度だった。全く顔を出せない日もあった。休みの日には、最初から最後まで練習を指導していた。

2年生（■名）の生徒は、仕事分担などでトラブルがあると、顧問教諭に訴えてきたり、生徒間暴力に発展したりと、何らかの形で表面化していたので、その都度、顧問教諭を中心に指導をする機会もあり、実際のところ指導も行ってきた。しかし、1年生（■名）の生徒については、目立った行動や変化もなく顧問教諭への相談もなかった。

#### ウ 部活動の生徒との関係

■は小学校から本競技を経験し、同級生部員の中では一目置かれていた。■は■人の中では最も運動能力が高く、性格も積極的なので目立つ存在であった。また、■は周囲にあまり影響されることもなく、同級生部員の中では発言力があつた。夏休み前頃から、■は■と仲良くなったと述べている。顧問教諭Tは、■の人間関係に上下の差はほとんど感じられなかったと述べている。しかし、■はいつも自信のない表情をし、自分の意見もはっきり言うことができず、言われたことをひたすら真面目にやろうという性格であったため、■に対し弱い立場にいたと思われることも述べている。

部員のほとんどは、■が■に対して行った行為を目撃している。その中には、その行為を止めようと注意、指導をした者もいたが、状況は好転しなかった。しかし、その状態を顧問教諭に相談する者はいなかった。

#### (4) その他（習い事等）の生徒との関係

空手、絵画教室、地域の太鼓保存会に参加していたようであるが、特筆すべきことはなかった。

### 2節 ■に対する行為について

以下、■が自死した4月10日までに■に対して加えられた行為を中心に、支援対策本部が把握した事実の経過を述べていく。

(ただし「■」は生徒■の同級生で、以下「■」と表す。)

#### 1 1年次の状況

##### ア 学校生活全般

##### ○ 平成24年6月から7月頃

■が一緒にいて、■を校内に探しに行ったとき、■が荷物番をした。そのことを忘れ、■は鬼ごっこを始めていた。あまりにも遅いので、■が■を探しに行くと、鬼ごっこをしていることが分かり、■は泣きながら帰宅した。

○ 平成24年夏頃

休日の部活動午前練習の終了後、■が自宅と異なる方面に■と一緒にいて、帰宅時刻が大幅に遅くなった。

○ 平成24年11月頃

2時間連続の学年行事で、体育館に集まった時の休み時間に、■が■に柔道技で2回倒された。

○ 平成24年秋から冬

(1) 2回、■は■にジャージを取られた。2回目は着ているジャージを引っ張られて取られた。

(2) ■は■に、教室で、頬を少しつねられた。

○ 平成24年12月中旬から下旬

部活動終了後、■は■の家の方向に遠回りさせられ、帰宅時刻が大幅に遅くなった。

○ 1月頃

朝、■が■の教室で、■が■に「貸してくんない？」と言われて、ジャージを貸し、部活動の時に返された。理由は、自分が寒かったために長い時間借りていた。

同様のことが、これ以降2、3回行われた。

○ 2月下旬

■が■に技術科の作品(■が作った棚)を持ち去られ、下校途中で作品を返されたが、そのまま一緒に■の家まで連れて行かれ、帰宅時刻が大幅に遅くなった。

○ 3月上旬

朝学活前、■が■のカバンを教室から持っていこうとしたが、■はすぐに気付き、■はカバンを■に返した。

○ 3月頃

(1) ■が■に廊下で3回くらい、柔道技で倒された。

(2) ■が■にコンパスを何度か貸したが、返されたときには、コンパスケースに黒く色を塗られていた。

(3) ■は■に筆箱を投げられた。

○ ハートフルウィーク(教育相談週間)の時期(5月または10月または1月)

1回だけ、■は、自分のカバンを教室から体育館まで■に持たせた。

イ 部活動

○ 平成24年4月または5月

■が■にハーフパンツを下ろされた。その後1年間の中で、練習中に3回くらい下ろされた。

○ 平成24年7月（3年生が引退した）頃から

(1) ■は、■に叩かれたり、尻を蹴られたりした。

(2) ■からのちょっかいは日常的に行われていた。■の捉えているちょっかいは、次のものである。

- ・尻を後ろから平手でたたく。
- ・後頭部を下から上へ平手ですらす。
- ・あごを下から上へ手または指ですらす。
- ・ビンタのふりをする。
- ・顔の向きを変えたり、頬を中央に寄せたりする。
- ・■シューズのひもをほどいて邪魔をする。

(3) ■は、■から服をひっぱられたり、足で蹴られたりした。

(4) ■が■とハイタッチをする時に、■は■にふざけてビンタをされた。1年間で20回以上。（頬が10回くらい、おでこが3回くらい、残りはおど。）

(5) ■はプレイで失敗すると、■から「バカ」「アホ」「ドンマイ」と言われた。

(6) ■は■に「きもい」「ばか」「うざい」「ごこ」とやつあたりされていた。

(7) ■は■からおかずをもらったりした。（本人たちは勝手に食べた訳ではないと、述べている。一方で■保護者は、■本人から、勝手にとられていたと、聞いている。）

○ 平成24年9月頃（夏休み明け）から

(1) ■が練習のはじめに■の練習をやりたいという理由で、いつも準備（■ ■等）は■がやっていた。

(2) 放課後、■が部活動の場所に■よりも先に行き、■は■ シューズを5、6回隠された。最終的には返された。

(3) ■ シューズやカバンを■に隠された。（ヒントを出して、見つけるパターンがほとんど）

(4) ボールや荷物を■が■に持たされていた。

○ 平成24年9月または10月頃から

■の洗濯を■がほぼ行っていた。■が「■やって。」と言うと■は「うん。」と言って持ち帰った。

■は■に■を毎回洗ってもらったり、■ シューズを体育館玄関の靴箱に置いてもらったりしていた。

○ 平成24年秋頃から

練習中及び試合中に、■が頬や背中を■から何度か叩かれたことがある。

○ 平成24年10月終わり頃

朝練習の前、■の後頭部に■の■が当たる。(故意か偶然かは分からない。)それに憤慨した■により、■は股間を蹴られる。■が泣いたので、すぐに■は謝罪。■は、腹痛を理由に、朝の段階で帰宅した。

○ 平成24年10月または11月(保健体育の柔道の授業後)

体育館のホールで、■は■に「柔道やろうぜ。」と言われて、大腰で倒された。同様のことを10回以上された。背負い投げで倒されたことも、1回程度ある。また、■は■からも大腰で7～8回倒された。

○ 平成24年12月頃から

練習や試合の時、■が■の思うようにプレイしなかったら、■に叩かれた(かるく、はたくくらい)。プレイがうまくいかなかった場合、大事な場面で■がミスした場合、また、やつあたりの場合もあった。

○ 平成24年12月(冬休み前)頃

- (1) ■の罰ゲーム(一定の距離から何本か■を打ち、入った本数による勝負)やジャンケンで負けたらなどのルールで肩をパンチされた。ただし、■勝負については、■が負けることがなかったので、常に■はパンチを受ける側であった。
- (2) ■に移動して練習する時に、■がチームの■を持つ代わりに、■が■のカバンを持った。

○ 1月(冬休み明け)頃

- (1) ■が■に馬乗りになられて、紙を丸めた棒で叩かれた。■に後から乗られたこともある。■は「重いよー。」と言っていた。同様のことを、■と■は■に対し、5、6回行った。
- (2) じゃんけんをして、負けたら肩をパンチする遊びをした。そのとき、■はじゃんけんに勝っても■に対し肩をパンチしなかったが、■がじゃんけんに勝ったときは、■は肩をパンチされた。
- (3) 練習後、プリントを丸めてガムテープで補強したもので、「笑ったら叩く」行為を■人で行った。■は1回も■を叩かなかった。
- (4) ■がミスをしたり、■の思うようにプレイしなかったりして、■の機嫌が悪い時、■は■に「死ぬ」と言われた。冬休み明けから、このような状況は多くなり、1日1回程度の頻度で言われた。また、■は■から「消えろ」「うざい」「ケツ」「ケツあご」と言われていた。

○ 1月頃から

■は■に、■へ行く時や、帰り道に数回カバンを持たされた。

○ 2月上旬

■が■の■シューズを投げて、■にわたらないようにした。同様のことが日常的に行われた。

○ 2月

■は■に、体育館のホールで強めに叩かれた。その時、■は「もう、痛いから止めて。」と言った。その日は止まったが、それ以降も、8回くらい叩かれた。

○ 2月または3月

■が■に部室に閉じ込められた。

■が最後に部室から出るようにし、■が部室から出そうになるところで、■人のうち誰かから「後ろの〇〇取って。」のような声かけをされ、■が後ろを向いたところを部室に押し込まれて、閉じ込められた。■は始めは抵抗していたが、だんだん反応がなくなったところを見計らってドアを開けられた。同様のことが何度もあった。

○ 3月2日、3日

(1) ■大会の1日目の試合後、■が■をしたことに対して、■から「ふざけんなよ。しっかりやらないなら、帰れよ。」「何してんだよ。」と言われた。2日目の試合後、■のミスが多い事に対して■から「しっかりやらないなら、帰れよ。」と言われ、泣いた。

(2) ■大会の時、■は■に背中を叩かれた。

(3) ■大会の時、■が■を■して、そのとき■に顔を叩かれた。

○ 春休み前頃

(1) ■が■の好きな女の子を決めつけたり、顔にいたずらをしたりしてからかっていたら■が「もういいよ。」と言って泣き、カバンを置いて帰ろうとした。

好きではない女子の名前を「好きなんだろう。」と、■は■にずっと言われていた。

(2) 春休み前頃から、■から1週間に2、3回「きもい。」と言われた。

○ 時期は確定できないもの

(1) 休日練習の帰りの時、■は■の友人を待っていた。■は■にも一緒に待っていてほしかった。帰りそうになった■は■にカバンを持たれて、帰れないようにされた。返す、返さないのやり取りで、■が怒り出したので、■からカバンを返された。

(2) ■はホールで寝ている状態で、15秒くらい■に乗られた。

(3) ■が遠くから■を打って、「入ったら100円ね。」と決め、■に言った。■は見ているだけだった。■は、100円をもらったけれど返したと、本人たちは言っている。

(4) ■が■練習で並んでいる時に、「早くやれよ」という意味で、■が■から尻に■を当てられた。

(5) ■は腹筋で起き上がる時に■から頭を7、8回叩かれた。

- (6) ■は■におにぎりを買ってもらったことがある。自分のおにぎりとは交換したと、■は述べている。
- (7) ■は■におにぎりを買ってもらったことがある。お金を返したと、■は述べている。
- (8) ■は■におにぎりを買ってもらったことがある。自分のパンをあげたと、■は述べている。
- (9) 部活動の遠征時、駅集合の際、駅で買い弁をすることもあった。その中で、おごりおごられということもあった。■は■に1回おごってもらったことがあり、その時、■は現金で支払いをしていた。ただし、■も■に1回おごったと述べている。
- (10) ■は、プレイのことで■に背中を叩かれた。
- (11) ■が練習前に■を打っている時、■に■を2、3回、■とは反対方向に投げられた。■からも、■を遠くに投げられた。
- (12) ■と■が追いかけてっこをしている時、■は■から■を5回程度ぶつけられた。

## 2 2年次の状況

### ア 学校生活全般

#### ○ 4月5日

- (1) ■は■にあごをはじかれたり、頬を両平手で2回、腰を平手で1回、頭を叩かれたりした。
- (2) ■が■に、制服のボタンをかわるがわる外された。また、2年次進級の際のクラス発表の掲示を見る際、■が後ろから■の手を持ち、他の人にぶつけた。

#### ○ 4月5日から4月10日

学校で会った時に、■が■にビンタのまねを25回くらいされた。1回だけ本当に当たってしまい、■が「大丈夫？」と■に声をかけた。

#### ○ 4月8日

■は■に、体が浮くか浮かないくらいの高さで、足を持ってぐるぐる回された。1年次の3月にも、同様のことがあった。

#### ○ 4月9日

- (1) 朝、■は2年教室前で、■の■人で遊んでいた。■と■が廊下の壁に貼ってあったテープをはがし、■は、頬に貼られた。廊下のテープがなくなった後は、教室においてあったセロテープを持ってきて、頬に貼られた。
- (2) 部活動に行く時に階段で、■に肩を持たれ落とされるふりをされた。

#### ○ 4月9日、10日

■は、■に2年教室前の廊下に連れ出され、手をつかまれ、教室に戻れなかった。

授業開始2分前に解放された。

昨年度から、日常的に■は廊下で腕を引っ張り、■が教室に戻れないようにしていた。

## イ 部活動

○ 4月8日

体育館のホールで、■が■を肩車したときに、■は■にハーフパンツを膝くらいまで下ろされ、パンツ一枚になってしまった事がある。(以前にも、ホールや体育館内で5回位やった)ハーフパンツを下ろされた後、■は■を肩から下ろし、ハーフパンツを上げて、もう一度、■は■を肩車し体育館内へ入ろうとした所、■が緑のネットに引っ掛かり、尻もちをつき、さらに、■は後頭部を床にぶつけ、泣いてしまった。■はホールにあった自分のカバンのそばで泣き続けた。■に「大丈夫か？」と声をかけられた。

## 3節 個別事項について

### 1 ■の帰宅時刻が遅くなった件について

ア 平成24年夏頃の休日、本件中学校体育館で行った午前中練習の終了後、■は■と一緒に、■の家まで行った。この件について、顧問教諭Tに連絡をしたかどうかは、■保護者は覚えていないが、次に記載する平成24年12月中旬から下旬の件(イ)の際に、顧問教諭Tには伝えたと述べている。

イ 平成24年12月中旬から下旬の某日、部活動終了後、■は■の家まで一緒に連れて行かされた。17時15分頃、■保護者より顧問教諭Tに、■が帰宅していない旨の電話が入る。17時40分頃、再び、■保護者より顧問教諭Tに、今帰ったとの連絡が入る。その時に、■保護者が■に「嫌ならば、嫌と言いなさい。」と言ったと顧問教諭Tは述べている。その後、この件については、事実確認及び指導は行っていない。

ウ 2月下旬、部活動終了後、■が■シューズを脱いでいた時に、■が■の技術科で作成した作品(棚)をわざと持ち去り、「家まで来て。来ないと返さないぞ。」と言った。最初、■は嫌がっていたが、結果的に一緒に■の家まで行かされた。作品は途中で返された。

18時前に、■保護者より顧問教諭Tに、■が帰宅していない旨の電話が入る。その後、顧問教諭Tは■に電話で確認した。また、顧問教諭Tは■の家にも電話を入れるが、■はまだ帰宅していなかった。

■保護者は、■を探しに行くが見つからず、18時15分頃、■保護者に自宅から■が帰宅した旨の連絡が■保護者に入った。■保護者が帰宅した折、■は玄関先で泣きながら話したことは「■の家の方向まで一緒に行くのは嫌だから、途中までなら一緒に行くと言ったのに、途中で帰してくれなかった。」と、■保護者は述べている。

18時30分頃、■保護者より顧問教諭Tに電話が入り、顧問教諭Tが■に事情を



確認するが、その際、■は顧問教諭Tに虚偽の報告（「■に誘われ、■人で町内のグラウンドを走ってきた。」）をした。

18時40分頃、顧問教諭Tが■保護者に電話を入れ、■が述べた事実と■が述べた事情とが異なることが判明した。

その日のうちに、■と、■保護者が電話でやりとりし、引き続き■の保護者同士が電話でやりとりをした。

翌日、■は、■を経由して■保護者に■が書いた謝罪文を届けている。

後日、放課後、顧問教諭Tが■と■を呼んで指導し、■が■に謝罪した。その後、顧問教諭Tが■に「2回目だが、12月にお母さんに言われたように嫌なことは嫌と言えるか。」と聞くと、■から「大丈夫です。先生にもご心配をかけました。」という返事が返ってきたと顧問教諭Tは述べている。

また、数週間後、学校行事で■保護者が来校した際、顧問教諭Tは■保護者と廊下で偶然出会い、その時に今回の件について事実と指導内容を報告したが、■保護者には報告をしていないと顧問教諭Tは述べている。

## 2 人権侵害に関わる侮辱的発言について

人権侵害に関わる侮辱的発言と受け取れるものが、アンケート及び聞き取りから、複数件挙がっていたが、そのほとんどが生徒間の伝聞をもとにした情報であった。

再度聞き取りを行い、伝聞ではない情報として、「首をつれ」という発言を、その発言があった場所で自らの耳で聞いたというものが1件あり、同様に、「どうせ死ぬなら大会が終わってからにしろよ」という発言を、その発言があった場所で自らの耳で聞いたというものが1件あった。

「首をつれ」という発言に関して、■と答えている。

また「死ぬ」という発言に関しては、『■がミスをしたり、■の思うようにプレイしなかったりして、■の機嫌が悪い時に、■は■に「死ぬ」と言われた。冬休み明けから、このような状況は多くなり、1日1回程度の頻度であった。また、■は■から「消えろ」「うざい」「ケツ」「ケツあご」と言われていた』という事実からもわかるように、■は日頃から「死ぬ」という発言をしていた。■については『■はプレイで失敗すると、■から「バカ」「アホ」「ドンマイ」と言われた』『■は■に「きもい」「ばか」「うざい」「ざこ」とやつあたりされていた』という事実はあるものの、そのような■と答えている。

「どうせ死ぬなら大会が終わってからにしろよ」という発言については、■は、言ったかもしれないし、言わなかったかもしれないと答えている。■は、複数回の聞き取りの中で、言っていないと答える時もあり、言ったかもしれないし、言わなかったかもしれないと答えている時もある。■は、言っていないと答えている。

## 3 ■ シューズについて

平成24年12月または1月頃、■が先輩から■ シューズを譲り受

けた。もらった時には、赤いひもがついていた。片方が短いひもなので、2月初旬から半ば頃、■が■にひもの交換を申し出たが、■が断ったため、その後、■に同様の話を持ちかけ、■の同意を得て、片方のみ交換したと■は述べている。

3年生引退後は、体育館の下駄箱に■■■■■■■■■■ シューズを置いてよいことになっており、その持ち帰りについては、本人の意思に任されていた。その状況にもかかわらず、■は■■■■■■■■■■ シューズを持ち帰り続けていた。しかし、2月または3月頃から持ち帰らなくなったと■保護者は述べている。■が■■■■■■■■■■ シューズを持ち帰り続けていた点と、2月または3月を境に、急に持ち帰らなくなった点について、■保護者は不自然に感じていると述べている。

#### 4節 ■■の家庭での様子

■は、三人兄弟の長男で、特に三男の面倒をよく見ていた。兄弟は仲がよかったが、兄弟げんかもそれなりにしていた。小学校の時から、毎週土曜日は掃除の日と設定し、三兄弟で掃除機を使って掃除をしていたが、■が中学生になってからは弟たちがほとんどやっていた。料理も母親と一緒に時々行い、朝食の卵焼きやクッキーを焼いたり、3月にはトンカツを自分で揚げたりもした。

好きな本（ハリーポッターなど）は何度も読んでいた。外で遊ぶよりも家で本を読む方が好きだった。本は、図書館で借りてくることもあった。漫画も好きだった。

父親とはあまり会話をしていないが、休日の部活動後は不機嫌なことが多く、父親が尋ねても「疲れた。」と答えていた。父親は、中学生なので距離を取っているのかと捉えていた。

母親によると、中1の冬休み以降、帰宅して不機嫌（むすっとした顔）の時が増えた。だいたい、学校から帰るとすぐ（18時～19時の間）に夕食を食べた。夕食を食べると、機嫌が直ることがほとんどだった。しかし、亡くなる前には、毎日ではないが、夕食を食べても不機嫌なことがあった。朝になると、機嫌が直ることが多かった。しかし、小学校時代からずっと寝起きはよくなかった。

■■■■■■■■■■の洗濯が連続したことがあり、最初のうちは「今日も洗濯がある。」と言って出していたが、そのうち無言で出すようになった。母親は「昨日やったから、今日はやらないよ。」と言いなさいと指導していた。■は「練習後に誰が持って帰るかのやりとりをするのが嫌だ。」と言っていたので、母親は3月末に「洗濯することは気にするな。」と■に伝えた。その際に、「何かさされてる？言われてる？」と尋ねたが、■は「何でもない。」と答えた。

外がまだ明るい時期の部活動後、帰宅後に風呂に入った時「ワー」と泣いたことが1回だけあった。ただし、泣き声が聞こえた時間は短かった。母親が「何かあった？言われてる？」と尋ねると「何でもない。」と答えた。さらに「あなたは顔に出るから、言ってみて。」と続けたが、■は何も言わなかった。

4月9日の夜19時以降、夕食、入浴が済み、母親と三兄弟で2階にいた。■はゲームで遊んでいた。母親はパソコンをやっている、三男はテレビ視聴またはゲームをやっていた。■が、ゲームでうまくいかずに、尋常ではない激しい口調でゲームにあたっていた。あまりにもひどいので、母親が名前を呼んで諫めると、■は黙ったが、イライラ

は継続していた。

就寝する時、普段であれば、■は自分から「おやすみなさい。」と言っていたが、この日は、母親が「早く寝なさい。」と言ったら、何も言わずにドアの傍らに立ち止まっていた。母親が「おやすみ。」と言ったら、■は「おやすみ。」と言って部屋に入った。その時も、不機嫌そうだった。

4月10日の朝は、特に気になることはなかった。いつも通り、朝食を食べて、「行ってきます。」と言い、近所の子といっしょに登校した。

4月10日の昼、12時30分に母親が帰宅し、12時40分頃に■が帰宅した。母親と一緒に昼食を摂ったが、変わった様子ではなかった。昼食後、入部届の紙がパソコンの上に置いてあることを母親が気づいた。■が歯磨きをしている時に、小学校の授業参観・懇談会に出かけようとした母親が■に「行ってくるね。」と声をかけた。さらに、入部届のことについて、母親が■に「どうする。いいんだよ。」と話しかけたところ、しばらくして、■が「もう少しがんばってみる。」と答えた。それが母子の最期の会話であった。以前に、部活動について母親がAに「もういいんだよ。」と言っていたので、■にはその言葉の意味が分かっていたと思う、と母親は述べている。

## 第2章 事実の考察

### 1節 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。（文部科学省定義に基く 平成18年）

### 2節 いじめの認定

#### 1 認定の要件

文部科学省の定義（「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」）は三つの項目からいじめを定義づけている。一点目は「一定の人間関係のある者」（本支援対策本部では力関係にアンバランスがあること、という縛りをかけた。）について、二点目はいじめの内容が「心理的・物理的攻撃を受けた」こと、三点目は被害者が「精神的苦痛を感じているもの」である。

#### 2 具体的な当てはめ

今回の事実認定から■の各行為が上記のいじめの定義にあてはまるか否かについて、以下に検討する。

##### (1) 一定の人間関係のある者から

###### ア グループ内のつながり

当該生徒の■人■は、■である■を含め同じ部活動のメンバーであっ

た。入学当初は■人いたメンバーだが、夏休み頃から■と仲の良かった■人は来なくなり、■人で活動をしていた。その■人が来なくなると、■以外の■も平成24年8月頃から休みがちになった。それ以降、■は他の■人とは間を保った関係を続けていた。■人で活動する機会が多くなったのはこの頃からである。

■と■は1年次同じ学級に所属し、部活のことでトラブルがあった。また、平成24年12月～2月の間には、■が同学年の生徒との間でトラブルを起こし、他の部員に迷惑をかけることもあったので、■人と顧問の間で話し合いが持たれた。その後、■は練習に参加するようになり■人で活動が再開した。

部活動における関係は、■のみ■であり、技術面では優位に立っていて、■に続き■の順で、最後に■と■は同程度だった。

小学校は、■と■が同じ小学校、■は同じ小学校の卒業生だった。

イ ■と■の力関係

次に、■と■の力関係について考える。

(ア) ■と■

■と■は同じ小学校を卒業し、■であった。しかし、話をする機会はほとんどなかった。中学校に入学してからは1年次、2年次とも学級は別であった。部活動では7月頃までは、3年生と一緒に活動していたので、■は3年生と遊ぶことが多かったが、3年生引退後には2年生といることが多くなった。また、2年生■人の中で唯一の■であり、技術的には優位に立っていたと思われる。授業が終了すると、■人で部活動の練習場所に向かうこともあった。

しかし、生徒のアンケートや聞き取りの中からは、「■人の行為により、■が泣いているのを見た」や「平手でビンタをされ、嫌そうな顔をしていた」、「ジャージをとられて寒そうにしていた」等の内容が出ている。

次に、■人の関係を示すいくつかの出来事をあげる。

○■は、平成24年7月頃（3年生引退後）から、■に叩かれたことがある。2月、体育館のホールで強めに叩かれたことがある。その時、■は「もう、痛いから止めて」と言った。その日は止まったが、それ以降も、8回くらい叩かれた。

○じゃんけんをして、負けたら肩をパンチする遊びをした。そのとき、■はじゃんけんに勝っても■に対し肩をパンチしなかったが、■がじゃんけんに勝ったときは、■は肩をパンチされた。

○平成24年9月または10月頃から、■の洗濯を■がほぼ行っていた。■が「■やって。」と言うと■は「うん。」と言って持ち帰った。

○■大会の1日目の試合後、■が■をした事に対して、■から「ふざけんなよ。しっかりやらないなら、帰れよ。」「何してんだよ。」と言われた。2日目の試合後、■のミスが多い事に対して■から「しっかりやんないなら、帰れよ。」と言われ、泣いた。

○■がミスをしたり、■の思うようにプレイしなかったりして、■の機嫌が悪い時、■は■に「死ね」と言われた。冬休み明けから、このような状況は多くなり、1日

1 回程度の頻度で言われた。また、■は■から「消えろ」「うざい」「ケツ」「ケツあご」と言われていた。

このように、平成24年7月以降の■と■の間には対等な力関係を見出すことはできない。

以上から、■は■との関係において「一定の人間関係のある者」とであると認めることができる。

(イ) ■と■

■と■は中学校に入ってから、部活動を通して知り合った。中学校に入学してからは1年次、2年次とも学級は別であった。授業が終了すると、■人で部活動の練習場所に向かうこともあった。

しかし、生徒のアンケートや聞き取りの中からは、「■人の行為により、■が泣いているのを見た」や「おしりを蹴られていた」「ジャージをとられて寒そうにしていた」等の内容が出ている。

次に、■人の関係を示すいくつかの出来事をあげる。

○休日の部活動午前練習の終了後、■が自宅と異なる方面に■と一緒にいて、帰宅時刻が大幅に遅くなった。

○■が■に技術科の作品（■が作った棚）を持ち去られ、下校途中で作品を返されたが、そのまま一緒に■の家まで行かされ、帰宅時刻が大幅に遅くなった。

○秋から冬にかけて2回、■は■にジャージを取られた。2回目は着ているジャージを引っ張られて取られた。

○4月9日、部活に行く時に階段で、■に肩を持たれ落とされるふりをされた。

○■はホールで寝ている状態で、15秒くらい■に乗られた。

○練習中及び試合中に、■が頬や背中を■から何度か叩かれた。

○■はプレイで失敗すると、■から「バカ」「アホ」「ドンマイ」と言われた。

このように、平成24年7月以降の■と■の間には対等な力関係を見出すことはできない。

以上から、■は■との関係において「一定の人間関係のある者」とであると認めることができる。

(ウ) ■と■

■と■は中学校に入ってから、部活動を通し知り合った。中学校に入学してからは1、2年次とも学級は別であったが、1年次、隣の学級だったので、休み時間に■の学級に遊びに行くことがあった。平成24年10月過ぎ頃から、■が「■をいじめてくる。」「■をいじめると楽しいぞ。」と言っているのを聞いた生徒もいる。

部活動では、■は夏休みまでは練習を休むことが多かったが、夏休み前頃から■と仲良くなり、夏休みには■から「花火に行こう」と誘い、■から「塾があるから行けない」と断られる場面もあった。また、3月には■から「弟がうるさいからス

トレスがたまっている」と■に漏らす場面もあった。夏休み以降は練習も休まず参加し、■人の中では一番理解力があつたので、難しい練習等は周囲に指示を出していた。

しかし、生徒のアンケートや聞き取りの中からは、「何度か廊下で、平手で頭をたたいているのを見た」「■にコンパスを何度か貸したが、返されたときには、コンパスケースに黒く色を塗られていた」等の内容が出ている。

次に、■人の関係を示すいくつかの出来事をあげる。

○昨年度から、日常的に■は廊下で腕を引っ張り、■が教室に戻れないようにしていた。

○■は■にあごをはじかれたり、頬を両平手で2回、腰を平手で1回、頭を叩かれたりした。

○好きではない女子の名前を「好きなんだろう。」と■は■にずっと言われていた。

○■の罰ゲーム（一定の距離から何本か■を打ち、入った本数による勝負）やジャンケンで負けたらなどのルールで肩をパンチされた。ただし、■勝負については、■が負けることがなかったので、常に■はパンチを受ける側であった。

○■が練習のはじめに■の練習をやりたいという理由で、いつも準備（■等）は■がやっていた。

○■が■にハーフパンツを膝くらいまで下ろされ、パンツ一枚になってしまった事が5回くらいある。

○朝練習の前、■の後頭部に■のボールが当たる。（故意か偶然かは分からない。）それに憤慨した■により、■は股間を蹴られる。■が泣いたので、すぐに■は謝罪。■は、腹痛を理由に、朝の段階で帰宅した。

○■が■シューズやカバンを■に隠された。（ヒントを出して、見つけるパターンがほとんど）

○練習や試合の時、■が■の思うようにプレイしなかったら、■に叩かれた（かるく、はたくくらい）。プレイがうまくいかなかった場合、大事な場面で■がミスした場合、また、やつあたりの場合もあった。

○■大会の時、■が■を■し、そのとき■に顔を叩かれた。

○■は■に「きもい」「ばか」「うざい」「ごこ」とやつあたりされていた。

○■は■に、体が浮くか浮かないくらいの高さで、足を持ってぐるぐる回された。

このように、平成24年9月以降の■と■の間には対等な力関係を見出すことはできない。

以上から、■は■との関係において「一定の人間関係のある者」とであると認めることができる。

(エ) ■と■

授業が終了すると、■人で部活動の練習場所に向かうことが多かった。また、部活が休みの日には、町立の■で■をして遊ぶこともあった。しか

し頻繁に、■は■に対してちょっかいを出し、■部現3年生にも注意を受けている。時には泣くまで行為をやめなかったときもある。また、注意をされてもその時はやめるが、繰り返し行為を行うことがあったので、上級生もあきらめている部分があった。

次に、■人の関係を示すいくつかの出来事をあげる。

- は、■から服をひっぱられたり、足で蹴られたりしていた。
- が■の■シューズを投げて■にわたらないようにした。
- 放課後、■が部活場所に■よりも先に行き、■は■シューズを5、6回隠された。最終的には返された。
- が■に部室に閉じ込められた。■が最後に部室から出るようにし、■が部室から出そうになるところで「後ろの〇〇取って。」のような声かけをされ、後ろを向いたところを部室に押し込まれて、ドアを押さえつけられて閉じ込められた。始めは抵抗するが、だんだん反応がなくなったころ、その時にドアを開けられた。
- 平成24年6月か7月に、■と一緒に、■を校内に探しに行ったとき、■が荷物番をした。そのことを忘れ、■は鬼ごっこを始めていた。あまりにも遅いので、■が■を探しに行くと、鬼ごっこしていて、■は泣きながら帰宅した。
- 4月5日、■が■に、制服のボタンをかわるがわる外された。また、学級発表の掲示を見る際、後ろから■が■の手を持ち、他の人にぶつけた。
- が遠くから■を打って、「入ったら100円ね。」と決め、■に言った。■は見ているだけだった。■は、100円をもらったけれど返したと、本人たちは言っている。

このように■と■の間には、対等な力関係を見い出すことはできない。以上から、■は■との関係において「一定の人間関係のある者」とであると認めることができる。

(オ) ■と■

同様のことが■と■の間でも認められた。

- 1月頃（冬休み明け）の練習後、プリントを丸めてガムテープで補強したもので、「笑ったら叩く」行為を■人で行った。■は1回も■を叩かなかった。
- が■に馬乗りになられて、紙を丸めた棒で叩かれた。■に後から乗られたこともある。■は「重いよー。」と言っていた。同様のことを、■と■は■に対し、5、6回行った。
- は■から腹筋で起き上がる時に頭を7、8回叩かれた。

(カ) ■と■

同様のことが■と■の間でも認められた。

○■が■の好きな女の子を決めつけたり、顔にいたずらをしたりしてからかっていたら■が「もういいよ。」と言って泣き、カバンを置いて帰ろうとした。  
好きではない女子の名前を「好きなんだろう。」と■は■にずっと言われていた。  
○4月9日朝、2年教室前で、■■■■遊んでいた。■と■が廊下の壁に貼ってあったテープをはがし、■は、頬に貼られた。廊下のテープがなくなったら、教室においてあったセロテープを使って貼られた。  
○4月、2年教室前の廊下に連れ出され、■と■に手をつかまれ、■は教室に戻れなかった。授業開始2分前には解放された。

## (2) 心理的・物理的攻撃

事実経過において明らかにしたように、3年生の引退した平成24年7月頃から、■に対しそれぞれが行為を行ったり、■人、■人で行ったりを日常的に繰り返していた。主なものとしては次の(1)～(28)の各行為となる。事実経過の中で明らかにした内容からすればこれらの行為は■に対する心理的・物理的攻撃であったと認められる。なお、(20)「笑ったら叩く」の行為に関しては、■だけでなく■も笑って■から叩かれておりゲーム性があったかもしれないので、心理的・物理的攻撃とは認めかねる。また、(26)の靴ひもの交換は■に同意を得て行われていること、(27)の■■の罰ゲームやジャンケンで負けたら叩くについては、■が叩くこともできた可能性があること、(28)のおにぎりを買ってもらったということは、返金や自分の食べ物と交換していると述べている。これらは、■■■■以外のアンケート及び聞き取りからの情報がなく、判断ができないので、心理的・物理的攻撃とは認めかねる。



### 学校生活の場面で

- (1) ■■■■に柔道技で倒される。
- (2) ■■■■に寒い時期、ジャージを取られる。
- (3) 平成24年12月下旬部活動終了後、■■■は■■■の家の方向に遠回りさせられ、帰宅時刻が大幅に遅くなる。
- (4) ■■■■に技術科の作品を持ち去られ、下校途中で作品を返されたが、そのまま一緒に■■■の家まで行かされ、帰宅時刻が大幅に遅くなる。
- (5) ■■■■に休み時間、廊下に呼び出され、腕を引っ張り、■■■が教室に戻れないようにされる。
- (6) ■■■■にビンタのまねをされる。
- (7) ■■■■にあごをはじかれたり、頬を両平手で2回、腰を平手で1回、頭を叩かれたりした。
- (8) ■■■■にコンパスを何回か貸したが、コンパスケースに黒く色を塗られる。
- (9) ■■■■に筆箱を投げられる。

### 部活動の場面で

- (10) 平成24年7月頃（3年生引退後）から、■■■■から日常的に蹴られたり、叩かれたりしている。
- (11) 平成24年9月または10月頃から、■■■■の洗濯を■■■がほぼ行っている。
- (12) ■■■■からのちょっかいは日常的に行われている。■■■の捉えているちょっかいは次のものである。
  - ・尻を後ろから平手で叩く。      ・後頭部を下から上へ平手ですらす。
  - ・あごを下から上へ手または指ですらす。      ・ビンタのふりをする。
  - ・顔の向きを変えたり、頬を中央に寄せたりする。
  - ・■■■■シューズのひもをほどいて邪魔をする。
- (13) ■■■■に■■■■シューズやかばんを隠される。
- (14) ■■■■から体育館のホールでハーフパンツを膝くらいまで下ろされる。
- (15) ■■■■で■■■■シューズを投げて、■■■にわたらないようにしている。
- (16) ■■■■から部室に閉じ込められる。
- (17) ■■■■が遠くから■■■■を打って、「入ったら100円ね。」と■■■は言われる。■■■は見ているだけだったが、■■■にお金を払わされる。
- (18) 町の■■■■へ行く時や、帰り道にBから数回カバンを持たされる。
- (19) 朝練習の前、■■■の後頭部に■■■のボールが当たる。故意か偶然かは分からないが、それに憤慨した■■■により、■■■は股間を蹴られる。
- (20) 1月頃（冬休み明け）の練習後■■■■で「笑ったら叩く」行為をした。■■■からプリントを丸めてガムテープで補強したもので叩かれた。
- (21) 冬休み後、■■■■からプレイのことで、暴言をはかれたり、叩かれたりしている。

- (22) ■■■に体育館のホールで「柔道やろうぜ。」と言われて、大腰で倒される。■■■からは背負い投げで倒されたことも、1回程度ある。
- (23) ■■■に、体が浮くか浮かないくらいの高さで、足を持ってぐるぐる回される。
- (24) 馬乗りになられて、紙を丸めた棒で■■■に叩かれた。あとから■■■にも乗られている。
- (25) ■■■は3月（春休み前）頃、好きな女の子を決めつけたり顔にいたずらをしたりしてからかっている。
- (26) 平成24年1.2月または1月頃、■■■が先輩から■■■■■■■■■■シューズを譲り受けたが、ひもが片方短いので、■■■に同意を得て交換する。
- (27) ■■■の罰ゲーム（一定距離から何本か■■■■■■■■■■を打ち、入った本数による勝負）やジャンケンで負けたらなどのルールで、■■■■■■■■■■に肩をパンチされる。
- (28) 遠征時、■■■■■■■■■■は■■■におにぎりを買ってもらったことがある。

### (3) 精神的苦痛を感じている

■■■は■■■■■■■■■■に言葉や行動で直接反発することはなかったが、泣いている場面は複数の生徒が目撃している。また、泣いて帰ってしまうこともあり、精神的苦痛を感じていることがうかがえる。また、母親は、家庭の■■■の様子を、はじめた頃は楽しそうだった部活動であったが、冬休み以降、帰宅して不機嫌な顔が多くなったと感じている。また■■■は、夕飯を食べてすっきりした顔をする時としない時があり、「何かあったの」と聞くと、「何でもない。」と答えていたという。

このような状況からすれば、■■■■■■■■■■の行為によって、精神的な苦痛を感じその状態が態度として現れたと考えることができる。

### (4) 結論

先に述べた事柄から■■■■■■■■■■の行為については、いじめの定義のすべての要件に該当するので、いじめの当事者が行ったと判断でき、いじめと認定する。これを受け、学校教育法施行規則の第二十六条「懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあっては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。」に基き、いじめと認定したうえで、5月16日、加害者本人及び加害者保護者への訓告を行った。

## 3節 自死の原因の考察

### 1 支援対策本部としての視点

■■■は同じ部活動の同級生であった■■■■■■■■■■から、一方的なからかいや加害行為を受け続けるといふ重篤ないじめを受け、精神的な苦痛を受けていたことが明らかになった。

また、いじめの程度、頻度についても、部活動を3年生が引退した平成24年7月頃から頻繁かつ、度を越したいじめが行われるようになり、冬には部活動時だけでなく、休み時間にもちょっかいを出されるようになった。

■は学級の中では穏やかな友達と過ごすことが多く、休み時間には、学級の友達と談笑し、一人で本を読むような生徒だった。また、3月に書いた作文に、上級生になったら支えられる側から支える側になりたいと書いていて、2年生になった4月9日の学級活動では、学級委員に立候補している。立候補者が■人だった為、■が学級委員になることに決まった。

毎朝一緒に登校していた生徒は、特に何も相談されたことはなく、自死当日一緒に帰った生徒は「学級は楽しい?」「楽しいよ。」「部活は?」「うーん。」「楽しい?」「うーん。」という会話をしている。

これらのことから、学級に対しては不安や不満はなく、部活動に対して不安や不満をもっていたことがうかがえる。調査を進めるなかでも、部活動の■とのやり取りだけがクローズアップされてきた。

そこで、■によるいじめが■の自死の要因になっていたかを明らかにするために、■がいつごろ、どんなことから自死の気持ちを持つに至ったのか、「自死の決行場所・方法」はどのように選ばれたのか、また、周囲への「ほのめかし」(予告)はなかったのかを検討する。

他方、本支援対策本部では「子どもの自殺の多くが複雑の要因からなる現象」(「文部科学省手引」2006年)との指摘を受け、■の自死の要因として、いじめ以外に他の要因(例えば、彼の性格や家庭の状況など)は関係していないかについても検討する。

## 2 具体的考察

### (1) いじめ行為の変容と■の受け止め

先にも述べたが、■に対するいじめは、部活動を3年生が引退した平成24年7月頃から行われるようになり、最初は部活動の時に、ものを隠す、返さないようにする、パシリにする、練習の準備をさせる、遠征時に荷物を持たせるなどであった。

秋から冬にかけて部活動時だけでなく、休み時間にもジャージを強引に取られる、廊下に連れ出されるような行為を学級の生徒たちも目撃している。また、■に対する暴力が始まったのもこの頃からである。さらに、いじめてもやりかえさないので、冬休み過ぎには叩く、蹴るなどの暴力がさらにエスカレートした。

このことに対し1月頃から■が泣いている姿を、部活動の上級生は5回位見ているので、本人が嫌がっていたことは明白である。

### (2) 自宅での自死の決行

自死当日、部活動の朝練習はなく、午後は教諭の研究会があり、午前中で授業は終了した。この日、部活動は行われていないので、■と接触する機会はなかったと思われるが、他の生徒の聞き取りでは、■が休み時間に■と■に、■と■の学級の方向へ引っ張られていくのを目撃されている。

一緒に帰った生徒は「学級は楽しい?」「楽しいよ」「部活は?」「うーん」「楽しい?」「うーん」という会話をし、別れた。この時、特に■に変わった様子はみられなかった。家に帰り、母と一緒に昼食を済ませ、母は弟の学校へ出かけた。■は2階居間に行き、しばらくはゲームをやっていたと思われる。その後、同室にある■

時、ゲームを所定の場所に片付け、こたつはつけたままになっていた。

■は、家族にも友達にも何も相談していない状況であり、本人の気持ちをうかがい知るものは、自死後発見された「誰も僕の心をわかってくれない さよなら」と書かれた走り書きのメモだけである。他に何も■の心情を断定出来るものは残されていない。

### 3 他要因の考察

#### (1) ■の性格について

担任は■のことを、まじめな性格であり、目立つタイプではなかった。どちらかといえば控えめだった。人の話をきちんと聞く事ができる落ち着きを持っていた。自分勝手な行動もなく他人の悪口を言ったりする性格ではなかったと捉えている。

また、部活動の顧問は、とても生真面目で、何事にも一生懸命取り組んでいた。口数が少なく、自分の考えや感情を表に出すことはほとんどなかったと捉えている。

他の教諭、生徒からの聞き取りでも■に対しての印象は、同様であった。

両親とも■は、何かあっても口に出して言わないタイプであると言っている。また、母親は、■が人前に出るのが苦手であると捉えている。

#### (2) 家庭について

■の家庭は■人家族であった。三兄弟の長男で、三男の面倒をよく見ていた。三男の要求（おんぶ、だっこなど）にはよく応えていた。三男は、親の言うことは聞かなくとも、■の言うことは聞いていた。三兄弟でお風呂に入ることもよくあり、幼少のころからの習慣であった。三兄弟は仲がよかったが、兄弟げんかもそれなりにしていた。

母親は、三兄弟に家事手伝いを時々させていた。長兄ということもあり、■を頼りにしていた。お願いしたことに対して「嫌だ」と言うことは少なかった。小学校の時から、毎週土曜日を掃除の日と設定し、三兄弟で掃除機を使って掃除をしていたが、■が中学生になってからは、弟たちが行っていることがほとんどだった。料理も母親と一緒に時々行い、クッキーを焼いたり、3月にはトンカツを自分で揚げたりもした。

父親は休みの日に接するくらいであった。あまり会話はしていないが、休日の部活動後は不機嫌で、父親が尋ねても「疲れた」と答えていた。中学生なので、父親と距離を取っているのかと捉えていた。

### 4 まとめ

いじめと自死との関連を明確に裏付けることはできなかったが、重篤ないじめ行為が自死につながった可能性が考えられる。

## 第3章 課題

学校側及び学校関係者が、いじめの状況に気づいていたのか、気づくことはできる状況にあったのかを考えていく。ここに記載されている内容は、支援対策本部の聞き取り及びアンケートにより得られた結果である。

### 1節 いじめへの気づき

■■■■■によるいじめは、平成24年7月頃から始まり、1月以降から激しくなっているが、■■が自死した4月10日までの約9カ月間、いじめについてのどのような情報を得ていたのかを明らかにした事実から見てみたい。

#### 1 学校が得ていた情報について

■■が日頃過ごしていた学校生活で、事実として把握している情報は次のとおりである。

##### (1) 平成24年12月頃

■■の保護者より■■の所属する部活動の顧問教諭Tへ「下校時刻を過ぎているのに、帰ってこない。」と電話連絡がある。少し経って、同じ保護者より「今、帰宅した。」と電話。その際、■■の保護者は本人に「嫌ならば嫌と言いなさい。」と言った。

##### (2) 2月頃

■■の保護者より■■の所属する部活動の顧問教諭Tへと電話が入る。しばらくして、■■本人が帰宅したとの連絡が入り、その後、この教諭が■■の家に電話すると、■■本人も帰宅し、■■と■■本人の話している内容が違っていた。後日、この教諭が■■と■■本人を呼び、事実確認及び指導を行う。その場で■■は■■に謝罪する。その後、■■の保護者とこの教諭が学校で会い、今回の件について事実と指導内容を報告した。数週間後、学校行事で■■保護者が来校した際、この教諭は■■保護者と廊下で偶然出会い、この教諭は今回の件について事実と指導内容を報告したが、■■保護者には報告はなかった。

##### (3) 3月の■■■大会の時

1日目の試合中から周りにいた■■から■■に対し「ふざけんなよ。しっかりやらないなら、帰れよ。」などと言われ、2日目には■■は泣いてしまった。顧問教諭Tは1日目の途中で■■の様子になり、■■■■■の仕事をしている時、顧問教諭TはAに「大丈夫か。」と声をかけ、■■は「大丈夫です。」と返事した。

#### 2 担任教諭について

■■のクラスの担任教諭として、継続で関わり把握していた情報については、次のとおりである。

(1) ハートフル（教育相談）の面談では、■■本人からの訴えは全くなかった。また、他の生徒の面談からも■■についての情報を聞くことはなかった。また、平成24年7月、

1 2月の面談で、■の保護者からの要望や相談はなく、電話での相談についても一度もなかった。

(2) 今回のアンケートや聞き取りの中での内容について、■が困ったり苦しんだりしているもので、担任教諭に対して具体的に相談されたことはなかった。

(3) 平成24年1 2月頃か2月頃は不明であるが、■保護者から学校に電話があり、部活動の顧問教諭Tが対応している状況は把握していた。しかし、担任教諭自ら内容を確認せず、対応された顧問教諭Tからこの担任教諭に報告はなかったため、それ以上の話にはならなかった。

(4) 4月9日に学級の全員が、家庭訪問の地図を書き、その裏面に担任教諭への一言を書いた。■の書いたものに、「たまには僕たちの悩みを聞いてください。1年間よろしくお願ひします」とあった。職員室に戻って内容を把握したが、■への声かけはしなかった。

これらのことからすれば、4月10日の時点で、担任教諭には、認識ができる状況にあったが、■に対する行為をいじめと認識していなかった、ということができる。

### 3 学年担当教諭について

さまざまな場面で■との関わりがあると思われる学年担当の教諭について、いじめがあったとされる具体的な状況について、次に述べていく。

(1) ■が家になかなか帰って来ないと■保護者から連絡があり、他の教諭が対応していることは知っていた。そのことについて、学年へ連絡はあったが、その詳細や理由等について話し合う場面はなかった。

(2) 他の担当教諭が、■の在籍しているクラスの教室に■が所属している部活動の他の生徒が来ていたことは、日常的にはないと認識していた。

(3) 何人かの学年担当教諭は、部活動の顧問教諭として体育館で指導に当たっている者もいて、部活動の印象は次のとおりである。「部活動の準備に1人で来て、やっていた。準備が終わると他の生徒が■練習をしていることもあった。」「■が所属している部活動はいつも先生がいなくても、しっかり活動している印象だった。」「体育館のホールでいじめられている様子は見たことがない。」

しかし、部活動の顧問教諭の中には「自分の部活動を見ていて、他の部活動の事まで見ている余裕がなかった。」や「■が所属している部活動がふざけている場面は知っていたが、いじめまでは気づけなかった。」という発言もあった。

これらのことからすれば、4月10日の時点で、学年担当教諭には、認識ができう

る状況にあったが、■に対する行為をいじめと認識していなかった、ということができる。

#### 4 部活動顧問の教諭について

■が活動している部活動で、関わってきた2名の顧問教諭について、いじめがあったとされる具体的な状況について、次に述べていく。

##### (1) 顧問教諭Tから

ア 平成24年12月頃には、■保護者より「下校時刻を30分以上過ぎているのに、帰ってこない。」と電話があった。「今帰宅した」と報告を受け、その理由は「友だちと■の家の方までつき合って行った。」を聞き、■保護者が話をして終わらせていた。この教諭は■保護者から話を聞くだけで終わりにし、翌日以降、相手の生徒等に話はしなかった。

イ 2月頃、■保護者より「下校時刻を40、50分過ぎても帰らない。」と電話があった。■本人が帰宅したので、理由を聞くと「■に誘われ、■人で町内のグラウンドを走ってきた。」と言っていた。その後、顧問教諭Tが■保護者に電話し、■保護者から■が帰宅したことと、遅くなった理由を教えてもらった。「■が自分の作品を持って行ってしまい、返してもらうためにずっと一緒にいた」ということであった。翌日、顧問教諭Tが■と■本人を呼び、事実確認をした後、指導を行った。そして謝罪後、■保護者と学校で会った際には、■保護者からは「ご迷惑をおかけしてすみません。」という顧問教諭Tへの謝罪があった。しかし、■の家庭に顧問教諭Tは指導内容及びその時の様子等を報告していない。

ウ 3月の■大会の時、1日目の試合中から、周りにいた■から■に対し、プレイに対する批判をかなり強い口調で言われていた。■から「ふざけんなよ。しっかりやらないなら帰れよ」、「何してんだよ」などと言われ、■は泣いてしまった。

顧問教諭Tは■の様子が気になり、■での仕事をしている時、■に「大丈夫か。」と声をかけたが、■は「大丈夫です。」という返事であった。

##### (2) 顧問教諭Sから

ア 明確に部活動指導における役割分担はしていなかったが、平成24年度、顧問教諭Sは3年学級担任のため、秋頃から平日の練習にはあまり行けなかった。

平成24年7月までは1年生はずっと■で練習をしていることが多かった。その1年生の人間関係はどうだったかは、この教員は十分に把握していなかった。

イ 何日の練習かは忘れたが、練習の合間に■が■の頭にマーカーをのせていることがあった。その様子は顧問教諭Sから見て、ふざけて遊んでいるように思えた。

ウ ■の家からの電話等での訴えについて、顧問教諭Sは聞いたことはない。平成24年12月の件は顧問教諭Tから聞いていたが、2月の件は知らなかった。

### (3) 顧問教諭の周辺

ア 生徒のアンケート等からの意見のなかにも、■に関する行為を実際に見ている者はいた。生徒はその行為に対して、「注意してもすぐにやめなかった」とか「『どうしたの?』と聞いても、■は何も言わなかった」とか「最初は注意していたが、またやってるよと感じていた」などがあった。しかしながら、直接教諭に訴え、改善を図ることを頼んだ生徒はいなかった。

イ 2月の職員会議の資料から、「放課後、部活動に行かずに仕事をしている先生が多い気がします」とある職員は捉え、部活動に行くことについてどうしていくべきかを議論していた。

また、1月に実施した職員アンケートでは『「部活動に飛んでいこう」実践できていますか?』の問いに対し、「あまりできていない」や「できていない」と回答した職員の数が全体の半分以上を超えていた。(回答数29件中、計17件)

これらのことからすれば、4月10日の時点で、顧問教諭には、認識ができる状況にあったが、■に対する行為をいじめと認識していなかった、ということができる。

## 5 管理職（校長・教頭）について

(1) 校長・教頭ともに、今回の件が起こる前に、■へのいじめに関する報告を受けていない。また、■に関する人間関係についても、学年からの詳しい内容の報告は認識していない。当該学年の生徒の状況はやや落ち着きのない雰囲気があり、授業中にも話し声が聞こえている状況にあるとの認識があった。

他に■に関しては、他の生徒とのトラブルは何件か報告されており、■に対する指導については、継続していることも承知し、学校としても対応が必要と捉えていた。

■に関しては、特に報告はされていない。

(2) 平成24年12月頃の■の帰宅が遅くなった件について、教頭はその対応をしていた顧問教諭Tの近くにおいて、状況は把握していた。その後、■の帰宅を確認したために安心して、継続して関わる内容でないと考え、詳しい報告も特には求めなかった。その後も、対応していた顧問教諭Tから報告はなかったため、この件に対する対応は済んでいると捉えていた。

これらのことからすれば、4月10日の時点で、管理職には、認識ができる状況にもなかつたし、■に対する行為をいじめと認識していなかった、ということができる。



## 6 学校関係者について

学校関係者から得られた情報は、次のとおりである。（ただし、学校関係者とは、部活動地域指導者、学校評議員、保護司、民生委員・主任児童委員のことを指している。）

- (1) 学校と学校評議員、保護司、民生委員・主任児童委員との情報交換会については、昨年度から年に2、3回開かれるようになり、現在の学校の状況がその場で得られるので、情報交換会は有意義であると感じている。
- (2) その情報交換会では、昨年度は学校側から報告の中では、多少問題のある生徒はいるという話はあったが、いじめについての報告はなかった。
- (3) 部活動地域指導者（■が所属していた部活動の指導者ではない）は、同じ活動場所にいることはあったが、部活動において特に気になる様子は見られなかった、と話している。

これらのことからすれば、4月10日の時点で、学校関係者には、認識ができる状況にもなかつたし、■に対する行為をいじめと認識していなかつた、ということが出来る。

## 7 保護者について

保護者に向けてのアンケートは、学校から5月15日から5月21日までの期間で実施した。対象者数592名（全生徒数）に対し、回答数466名（1年生88%、2年生75%、3年生75%の回答率）であった。アンケートの回答からは、次のようなことが確認された。

- (1) 「■について、直接見て、知っている事がある」と回答した保護者は21件（1年 1件、2年 13件、3年 7件）であった。その中でも、子どもが見たという内容のものが12件あり、保護者自身が目にしている事柄を記入しているアンケートは2件であった。
- (2) 具体的には、「1年次、中学校近くで男子5、6人がカバンを持たせていた。」という内容であったが、持たされた生徒が■だったかについては断定できなかつた。また、他の記述については、■の印象について書かれたものだった。

これらのことからすれば、4月10日の時点で、保護者には、認識ができる状況にもなかつたし、■に対する行為をいじめと認識していなかつた、ということが出来る。

## 2節 いじめへの気づきに対する課題

以上のことを前提にして、いじめに気づくことができなかつた経緯についての問題点を指摘する。

### 1 教員によるいじめ認知の遅れ

(1) 前述のとおり、平成24年12月頃、■本人から「友だちと■の家の方までつき合っていた。」という発言が確認されている。■と■との日頃の関係が、例えば、仲良し、一緒にいる人、ただの友だち…というように、その関係性によって、行動が意味するものが変わるものといえる。部活動の顧問として生徒の状況は把握できていたかもしれないが、他の顧問にも様子を聞いてみることも■人の関係性をつかむ手がかりになるかと考えられる。当然、どちらか一方の話では話に偏りがあるかもしれないので、当事者の■の両方に聞くことがいじめに気づく要因になる。

(2) 2月頃の対応について、■と■本人から再度事実確認を行い、指導した際、■の周囲に起きたことで、ともに部活動の生徒の間で起きたことであっても、部活動内の対応だけで止めたことは適切とはいえない。12月の件も含めると、①同じ部活動の顧問教諭に状況を伝える。②1年の学年担当教諭に事実を伝える。③課題意識を共有する。④様子を見守ることが、■を取り巻く状況がより見えてくるといえる。

さらには学校のみならず、■保護者にも情報を伝え、さまざまな視点で■について関わる体制づくりがいじめに気づくきっかけとなる。前回の下校に関する件で、■の家庭の困り感も理解しているのだから、早く連絡をとり今後の対応につなげるべきであったと考えられる。

以上のように、一つ一つの事実をつなげることで、■を取り巻く状況に対する認識が「いじめ」を示唆するものにつながる可能性もあることから、学校組織としての対策が不十分であったことが、大きな課題である。

## 2 学校経営上の課題点は

### (1) 生徒指導、教育相談体制

ア 前記のとおり、例えば3月の■大会に、■に対する声かけの場面においても、部活動での顧問教諭Tの「大丈夫か。」という問いに対し、■は「大丈夫です。」というやりとりだけで終わらせたことは、適切ではないと捉えられる。

教育課程外ではあるが、特に中学校において部活動は生徒の体づくり、人格形成のうえで重要な役割を担っている。部活動内で起きる生徒指導案件については、学校の生徒指導体制との関連で対応していくことが望まれる。本件中学校では、複数顧問制で部活動を指導しているので、日頃の生徒の状況も連携して把握しやすい。子どもの心理的影響などを考えても、毎日変わっていく生徒の情報を互いに共有しながら指導を進めていく必要がある。担任教諭、顧問教諭といった個人対応で止まっており、学校というチームとして対応しにくい状況だったのではないか。普段からどのようなことでも話題にして、経過や今後の対応を含めて全体で考えて検討できる場が学校に定められていたのか。

職員会議でも定例の会議（学年会議など）でも日頃から何気ない会話や報告でも、教職員全体で関わる体制が十分でないことが、いざという時に対応できなかったのではないかと考えられる。

本件中学校では指導内容は確認し進めていたが、前述の教職員アンケートには「実際の活動場面（部活動）になかなか教諭自身が活動場所に行けず、他の職務（仕事）を遂行している現状があった。」という意見があった。このことは、体制はあっても実践できていない状況を示しており、学校の生徒指導としては機能していないことをうかがわせる。

イ ハートフルウィーク（教育相談週間）の面談は、学校全体として設定され、学級ごとに教育相談は行われ、課題を解決するための方策等を考え、学年ごとに指導体制を組んで対応していた。教育相談コーディネーターの一つの役割として、事例検討会議の調整役がある。当該校にも教育相談コーディネーターを校務分掌に位置づけてはいたが、その機能が十分果たされていなかったと管理職は述べている。

また、教職員と生徒、生徒どうしが困ったことを誰かに話ができる環境づくりをすることが必要と考える。普段話をしていない人、信頼関係がない人とは、悩みなどは相談できないことが多い。ハートフルウィーク（教育相談週間）など年間で計画、実施しているが、相談が予定されている日程だけでなく、日常生活のなかでふとした時間に、世間話、相談などが気兼ねなくできるように環境づくりをしていくことが課題といえる。

なお、今年度から本件中学校では、週1回教育相談部会の会議の開催を始めた。情報の共有を含めて、生徒の現状を把握するとともに、今後の学校の体制づくりにもつながるように意識的な打合せへとつながっていくことを期待したい。

## （2）チームによる指導

校内では生徒指導部を中心に、生徒指導の内容について計画を立てて、実行しているところである。学期ごとに実施してきたいじめのアンケートは、無記名のアンケートを実施し、その上詳細に内容を確認する形式であった。

本件については、通常のアンケートでは挙がらなかったのも、アンケート自体の内容を見直し、さらに日頃のアンケートの結果に現れなくても、生徒の行動や心情を理解できる内容での実践が必要となってくる。

そのためには、生徒に関わる心理的側面から学校生活を見つめ、日常生活で教諭が見出した情報を共有し、状況に応じて対応することが必要になる。生徒の日常生活の中で見せるさまざまな様子から、教諭が気になる要因をお互いに情報共有することがまず第一歩となる。また教諭が一人で対応した内容についても、関わっていく経過も含めて適宜情報を共有し、複数の教諭が状況把握していくことで、状況に応じて対応策を進めることである。

前述のとおり、「■の家からの電話等での訴えについては聞いたことはない。平成24年12月の件は他の教諭から聞き、2月の件は知らなかった。」という状況がないように、部活動の顧問同士の情報共有は必要と考えられる。

また、担任教諭の発言「平成24年12月頃か2月頃かは不明であるが、■さんの保

護者から学校に電話があり、部活動の顧問教諭が対応している状況は把握していた。しかし、自ら内容を確認せず、対応された顧問教諭からこの担任教諭に報告はなかったため、それ以上の話にはならなかった。」については、部活動内の指導のみとしての捉えは不十分だったといえる。

### (3) 保護者・地域との連携

学校での教育活動を進めるなかで、PTAと連携して実施している行事がある。本件中学校においても行事だけでなく、あいさつ運動のような日常的な取組まで活動を広げ、教職員と共に子どもたちを見守ることがより望ましい。

さらに、学校という場が子どもにとって「安全で安心な場所」となることは、生徒だけでなく、保護者、教職員の誰にとっても望ましい。学校と連携して、PTA活動を実践していくことが地域への意識づけにつながっていくと考えられる。

また、子どもたちにとって、学校のみでなく、地域からも見守ってもらえる安心感をもつことは重要である。もっと地域のさまざまな方（民生委員等）からも見守り体制をつくって、複眼的な視点から子どもを観察する必要がある。

地域で生徒を見守る体制をつくることは地域でもいじめを許さないことを、子どもたちにメッセージとして伝えることになるといえる。

### (4) 教職員間の連携

学校における職務内容は授業、生徒指導についてはもちろんだが、保護者への対応や事務作業など多岐にわたり、教職員は多忙感をもっている。

参考までに、平成24年度の本件中学校の教職員の出張状況は、行事予定表から確認すると9月後半から3月末まで一日平均2.4人であり、同規模の学校と比べても多いたはいえない。

■に関する行為を実際に見て注意する生徒がいながら、教諭に改善を図ることを求めなかった現状がある。このことは、問題解決に向けて、一人の教職員でなく、複数の教職員間で連携を図り、対応する体制が必要であることを示唆している。問題の状況把握から解決に至るまでの過程で、複数の教職員が関わることにより学年等での情報を共有することや子どもや保護者への対応などの役割を分担することができる。

さらに、小さな問題から大きな問題へと発展させないためにも、教職員間のなかで、情報だけでなく行動でも連携していくことにより、学校全体としての取組へとつながっていくものと考えられる。

## 第Ⅱ部 事後対応

### 第1章 事実経過

#### 1節 学校の対応について

##### 1 生徒（保護者）への心のケア

###### (1) 4月11日

- ・全校集会 校長から事実の報告
- ・第2学年集会で、学年主任、副主任からの講話
- ・各担任からの講話
- ・2、3年に対して作文の実施

###### (2) 4月12日

- ・第2学年集会で学年主任からの講話
- ・第2学年折り鶴作成
- ・緊急的な支援を要する生徒にカウンセリング実施
- ・「こころのケアについて」配付

###### (3) 4月13日

- ・緊急的な支援を要する生徒、保護者にカウンセリング実施
- ・通夜への参列における心構え説明

###### (4) 4月14日

- ・緊急的な支援を要する生徒、保護者にカウンセリング実施
- ・告別式への参列における心構え説明

###### (5) 4月15日～25日 7日間

- ・教育相談活動（ハートフルウィーク）の実施
- ・緊急的な支援を要する生徒、保護者にカウンセリング実施

###### (6) 4月16日

- ・緊急保護者会 県教育委員会のスクールカウンセラースーパーバイザーによる心のケアについて講話、「心のケアをするために」配付

###### (7) 4月26日以降

- ・緊急的な支援を要する生徒、保護者にカウンセリング実施。  
相談件数は、6月末まで延べ生徒107名、延べ保護者17名である。

##### 2 一般生徒への支援・指導

昨年度行った調査等では、今回の件がいじめと捉えられておらず、自死という重大事案が起きてからアンケート調査を実施するなかで、**■**に対する**■**の行為について記載する生徒が2割程度みられた。この事態をうけ、生徒の「いじめ」の認識が甘いという課題が浮上した。いじめをしている生徒もされている生徒も、それを見ている生徒も、自分のしている行為やされている行為、見ている出来事が「いじめ」だという認識につながっていないことが明らかになった。いじめ行為を、いじめだと認識する生徒のモラル・道徳の判断基準を改めて、しっかりと指導していく必要性を

示唆している。

学校として、今回の件を受けて、改めて「いじめをしない許さない人間性の確立」を目指して、「個人としてどんな思いがあってもいい。ただ『自分は、いじめをしない、許さない、そんな人間らしい人間になっていこう』と試してみる事が大事だろう。そう思えるようになっていこう」という理念をあらゆる教育課程の中に盛り込み、再度、教育課程の編成に取り組んだ。

また、いじめはするな、いじめだと思ったら報告しなければいけないという「やるべき行動」と「やってはいけない行動」を生徒に明確に示し、指導した。

具体的には

- (1) 日常の活動の中で起きてくる諸問題を、必ず子どもとともに考え解決することで、子どもの対応する力の育成を行う。
- (2) 年間計画を見直し、心の教育や人権に配慮した項目を優先して行う。
- (3) 命の大切さを学ぶ授業を6月25日に開催。
- (4) 生徒会を中心としてマイナス言葉ZERO運動の実施。  
(マイナス言葉とは、「うざい」「きもい」「むかつく」など相手に不快を感じさせる言葉の総称である。)

### 3 部活動の対応

■の所属していた部活動に関しては、■の死にしっかりと向き合うために個人としてどのようにしていくのか、部活動全体としてどのように活動していくのかについて話し合いを重ねた。そのミーティングの回数は4月30日から5月30日まで10回に及んだ。当初、生徒からは活動ができないことへの不満もあったが、回を重ねるごとに気持ちを整理し、今後の部活動のあり方について考え直す機会となった。また、保護者会も3回行われ、保護者の思いや考えを整理しながら今後の方向性を確認した。

学校全体では、本件のいじめが、主に部活動中に行われていたことを重く受け止め、全部活動で部活動保護者会を開いたうえで、5月20日に部活動顧問会を開催、翌21日に部活動部員の代表者により組織されている部活動部長会を開催した。

顧問会では、次の2点の内容について確認がなされた。

- ① 部活動の目的である「生徒の能力・適性等にあった技能や記録の向上に挑戦する中で、文化的活動(スポーツ=文化)の楽しさや喜びを味わい、体力の向上や健康の増進、互いに励ましあえる人間関係(和)を育て、学校生活の充実を図る」ということを再確認し指導に当たる。また部活動を通し、自主性や連帯感・責任感、リーダー育成、集団でのマナー、ルールの遵守の姿勢などを育てる。
- ② 生徒と寄り添い、接する時間を確保するために、部活動開始と終了時刻15分前は必ず顧問教諭が部活動に行ける体制をとる。(ただし開始15分について、間に合わない場合は生徒に活動内容を伝えること、見回り担当に行けないことを伝える。)また、部活動顧問教諭が開始と終了時以外で活動場所につけない時、生徒のみでの活動とならないよう、必ず他の部活動顧問教諭がそばについて活動を行う。

部長会では、次の2点の内容について確認がなされた。

- ① 生徒の自治的な活動を促すために、生徒主体のミーティングを行う。ミーティングでの内容は、今までの取組・部活動に対する気持ち・チームメイトについて・これからどのような部活動にしていきたいかという4点。
- ② 生徒の変化、不安、悩み等を顧問教諭がより一層把握するために、今後2カ月に1度、部活動相談期間を1週間ほど設け、部活動生徒一人ひとりと部活動顧問教諭が面談を行う。

これらのことを、生徒も顧問教諭も確認することで、生徒が自ら考え行動できるような部活動を目指し取組むこととした。

#### 4 ■■■■■ 生徒■■■■■への指導

生徒■■■■■に対しては、明らかになった事実をもとに、訓告を5月16日に行った。

訓告後、5月20日より、■■■名に対して放課後を中心に、学年担当教諭による個別指導を始めた。なお、本人だけでなく保護者とともに行っていくことを確認した。

#### 5 教職員への指導等

事案発生後からの初期対応を行うにあたり、学校として確認したことは、次の5点であった。

- (1) 子どもの思いに寄り添い受け止めること。  
変化に気づく 気になる生徒への声かけ
- (2) チームでの対応：学年・学級の課題として対応  
いじめではないかとしてとらえた時点で一人で抱え込まず、周囲に相談する。
- (3) 事実確認：情報収集や事実確認を十分行う。  
一人ひとりと話し、事実を正確に把握する。
- (4) 方針立案：指導方針が学校で共有されるように  
事実確認ができればチームで共有し、それをもとに指導方針を立てる。
- (5) 保護者連絡：状況や指導方針を保護者に説明する  
個人的な解釈を交えず、経緯や事実を伝え、保護者の話は丁寧に聞き取る。  
また、校長から、学校に問われ求められること、いじめに対する考え方、いじめ問題のポイント等も示され指導を行った。

5月に入り、県教育委員会のスクールカウンセラースーパーバイザーによる「緊急支援の初中期対応の総括と後期対応に向けての心構えについて」、さらに6月には「いじめ緊急支援後期の『いじめをしない人間性』教育指導について」という講話を実施し、4月から教職員が取組んできた対応の総括と、これからの学校や教職員の取組みに対する方向性の示唆を受けた。先に述べた(4)の指導方針として「心の教育や人権教育の観点からの推進をすすめ、生徒に寄り添う教育と人権侵害は絶対に許さない姿勢」を確認し、現在に至る。

6月は実際の学校体制づくりの確立に重点を置き、「授業改善に向けた取組み」「ル

ールに対する意識化」「子どもの自治による活動」を3本柱にすえ、教職員への啓発を図った。

## 2節 町教育委員会の対応について

### 1 本件中学校への支援

4月21日に、支援対策本部を立ち上げ、県教育委員会に協力を仰ぎ、事実の解明を行った。また、町教育委員会事務局長、学校教育課長、学校教育課指導主事を本件中学校に派遣し、本件中学校の教育活動が正常に行えるように支援した。その中で、本件中学校の課題や今後の対応についての分析、検討を行い、管理職及び教職員に対する支援、指導を行った。

### 2 地域・関係諸機関との連携

5月14日に開催した町学校サポート会議（第1回）において、関係諸機関に向けて、学校に対する見守り体制強化等の協力依頼を行った。並行して、学校支援ボランティア等に、学校に対する見守り体制強化等の協力依頼を行った。さらに、町スクールソーシャルワーク・サポーター、指導主事等が中心となり、関係諸機関との協力・連携体制を強化し、生徒理解・生徒指導の充実、改善を図った。

### 3 町立小学校との連携

町支援教育アドバイザー（臨床心理士）を各小学校へ派遣し、児童及び教職員の心理的動揺に対するケアを行った。また、小学校の教職員からの聞き取りをもとに、小学校の児童指導体制について見直した。

### 4 町長部局との連携

「町いじめに関する調査委員会設置条例」を制定し、自死といじめとの関係に関すること等の調査・審議を行い、答申するための調査委員会を設置できる状況を整えた。

## 第2章 考察

このような大きな事案に対して、学校や教育委員会の対応について適切であったのかについて考察する。

### (1) 学校の対応について

学校としては、町教育委員会や県教育委員会と連携を図りながら危機対応を行った。素早く状況を把握しながら、目の前の当面の対応をしつつ、並行して対応態勢を整えることができた。

御遺族の思いを丁寧に確認しながら、生徒や教職員への迅速な聞き取り、生徒に寄り添い心のケアに配慮した相談活動などを行ってきた。

しかしながら、この事案が部活動を中心に起こったことを考えると、部活動顧問教諭と部員及び保護者との関わりや、学校としての部活動の指導体制に課題がある。



また、[REDACTED]への指導についても、5月20日より指導が始まったが、途中で[REDACTED]が決まったため、今後の指導については再検討していかなければならない。

教職員への指導については、管理職からのトップダウンによる指導体制は重大事案発生初期においては最も大切であるが、中期以降は教職員自らが、本件中学校を支えていくという協働体制を創り上げていかなければならないことを忘れてはならない。

## (2) 町教育委員会の対応について

町教育委員会は、学校や県教育委員会と連携を取合い、本事案への対応を行った。緊急支援チームの派遣要請や支援対策本部の立ち上げ等、事実の解明に向けてしっかりと向き合っていく姿勢がうかがえた。

なお、今後、町教育委員会として「町教育委員会基本方針」を、いじめ防止の観点から見直し、各学校及び教職員に周知徹底を図る必要がある。

## 第Ⅲ部 今後に向けての取組

### 第1章 学校として

本件に関連し、学校として生徒間の人間関係づくりに課題があり、教職員側のいじめを含めた問題行動への対応等の不十分さが浮き彫りになった。具体的に学校は、今後どのようにしていかなければならないのか。次の8点について、学校が今まで行ってきた指導内容をもとに必要な修正・追加を行い、家庭・地域・関係機関との連携のもと、学校の実情に即して生徒の安全・安心が確保できるよう改善充実を図っていかなければならない。

しかし、改善充実を図るためには、教職員が精神的余裕を持てるような時間の確保や、教員間のコミュニケーションが取れるような時間の保障も学校としては忘れてはならない視点である。

#### 1 いじめ問題対策委員会の設置

今回の事案を踏まえ、校長を中心としていじめ問題対策委員会を設置した。従来生徒指導と教育相談とが独立していたものを一つの委員会の中に並列させ、相互に情報の交換、対応策の検討等を行うものとした。

主な機能としては、

- ①学校全体での正確な情報収集・実態把握
  - ・日々の観察のための取組（教員）
  - ・いじめアンケートの実施（生徒・保護者）
  - ・生活実態調査（生徒）
- ②情報の整理・分析と適切な管理
- ③効果的な対策の検討と全職員への周知・共通理解
- ④職員の役割分担と家庭・地域・関係機関との適切な連携
- ⑤いじめ問題についての研修会の充実

などである。

日々の観察のための取組としては、教職員が生徒の行動面を観察するにあたり、次の点に留意していく。

- ①生徒の小さな変化を見落とさず記録し、観察の記録を重ねていく。
- ②日常の学校生活の中で、学級にいじめられている生徒がいないか、チェックする。
- ③いじめられた生徒をしっかり支えるとともに、周囲の生徒を指導し、学級集団づくりに生かす。

また、教職員用チェックリストを作成・活用し、生徒への接し方を振り返る取組を、次の視点及び方法で行う。

- ①教職員自身の言動が、生徒一人ひとりを大切にしているか、自己点検する。
- ②生徒に、一人の人間として接しているかを謙虚に振り返り、人権尊重の精神に立つ生徒指導を推進する。
- ③常に『認め、ほめ、励まし、伸ばす』に立ち返って実践に当たる。

さらに、いじめアンケートの実施については、従前から行っていた生徒アンケートに

加え、家庭からの情報を得るシステムを構築する。

具体としては、次の方法で家庭用チェックリストを実施し、保護者からの情報を得る。

- ①定期的に実施し、学校では見えない家庭での変化や気になることを知らせていただく。
- ②記入されたことに対する秘密を守る、気になる事象がある場合にすぐに相談等に応じる、書いたことによる不利益な扱いを受けないなど、保護者が安心感を持った上で実施する。

同時に、生活実態調査を次の方法で実施し、生徒が自分自身を振り返ると同時にいじめの実態を把握する。

- ①定期的に実施し、自分を大切にしているか、他の人を大切にしているか等を振り返る。
- ②無記名で記入する、書いた生徒の秘密を絶対を守る、書いたことで不利益になることがない、などについて、生徒が安心感を待つ状況で実施する。
- ③いじめの兆候があった場合、迅速・適切に対応する。

## 2 教職員の資質の向上についての取組

いじめ問題に適切に対応するには、教職員一人ひとりの資質・能力及び実践的指導力を高めることが最重要課題である。それは、「教職員としての基本的資質」「教職員としての専門性」を磨き、高めることに他ならない。学校の現状を的確に把握し、生徒や地域の実態に応じながら、いじめ問題や教育相談、生徒指導等に適切に対応できる教職員の育成をめざした研修を実施する。

研修の具体的な内容として、次に挙げるものを実施する。

- ①教職員としての基本的資質、専門性、実践的指導の向上に関する内容。
- ②生徒一人ひとりの大切さを強く自覚し、人権感覚を磨き、高める内容。
- ③教育相談の手法や、カウンセリング、マネージメント、コーチング等のコミュニケーションスキルに関する内容。

## 3 教育活動の見直し

学校の骨組みとなる日常の教育活動を通じ、教職員と生徒および生徒相互の豊かな人間関係づくりを進め情操を培うとともに、生徒の心に寄り添い、心を開かせるよう努めていかなければならない。そのためには、人間関係づくりの活動や社会体験、奉仕活動、集団活動等の体験活動を充実させ、生徒の社会性を育てていく必要がある。

また、生徒に対し、自己の行動に責任を持つよう日頃から指導をおこなうとともに、問題行動が引き起こす結果等について認識させるなど、規範意識や倫理観を育てる教育活動についても吟味していく必要がある。

そして、生徒の豊かな心と実践力の育成を行うために、全ての教職員が次の視点を持つ。

- ①道徳や特別活動等において「正義感や公正さを重んじる心」や「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら、自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。

②生徒会活動等、生徒が主体的にいじめ根絶のために取り組む活動の充実を図る。  
また、いじめの起こりにくい学校・学級をめざして次の項目の実現を目指す。

#### ①生徒たちや学校・学級の姿

- ・失敗しても認め合い励まし合う雰囲気がある。
- ・生徒たちが規範意識を持ち、規律ある生活を送っている。
- ・表情がにこやかで言葉遣いが適切である。明るくあいさつを交わす。
- ・生徒会活動や委員会、係活動に進んで取り組み、頑張ろうとする雰囲気がある。
- ・教室や学校が清潔で、美しく整頓されている。
- ・規律ある楽しい昼食の時間を過ごしている。
- ・地域の人や保護者が気軽に来校し、学校の活動に協力する。

#### ②教職員の姿

- ・全教職員が、校長を中心として、生徒指導についての共通理解を持ち、共通実践が行われている。
- ・教職員が、生徒たちの意見をきちんと受けとめて聞く。
- ・教職員が、生徒たちに明るく丁寧な言葉で声をかけ、一人の人間として接する。
- ・自らの言動が、生徒たちに与える影響の大きさを、教職員が強く自覚している。

### 4 生徒指導の見直し

校長・教頭のリーダーシップのもと、生徒指導担当教諭など一部の教諭に任せきりにすることなく積極的に対応し、全教職員が一致協力して指導に当たるような生徒指導体制の充実を図らねばならない。

教職員は、生徒が様々な悩みを持ち、時に自分を見失い、問題行動を起こすことがあるという意識を持ち、生徒の実態や行動の変化を把握し、生徒指導に学校全体で取り組む必要がある。

さらに、生徒の日頃の行動や態度等についての情報が、職員会議等の場を活用して共有され、総合的な分析に基づいて、学校としての指導方針を明確に定め、それが確実に実行されるよう、共通理解や保護者への周知を図っていくことが重要となる。

そのためには、生活アンケートやいじめ早期発見チェックリスト等の改善、作成及び実施方法の工夫等を行うことも必要である。

### 5 教育相談の見直し

いじめ問題に悩む生徒が、安心して相談できる体制を整えることが急務である。大前提として、生徒・保護者と教職員とのよりよい人間関係がなければならない。生徒・保護者が相談したいと思った時に、教職員の顔が思い浮かぶような信頼関係を築くことが肝要である。そのためには、日常の教育活動を通して、教職員が生徒・保護者と積極的に関わり、その時間や空間、情報を共有することの積み重ねが必要である。

同時に、生徒や保護者の悩みや要望を積極的に受けとめることができるよう、教職員がカウンセリングマインドをもって接するとともに、相談週間の設定や相談室便りの配布など、相談しやすい環境をつくらねばならない。

また、生徒から相談や悩みなどの訴えがあったときは、その内面の理解に努め、生徒

の立場に立って教職員が的確に対応する。また、継続的な事後指導を適切に行えるようにしなければならない。その際に、相談を行うに当たって、安心して自分の悩みや心配を相談できる場と時間の保障が必要であり、その保障が確立していることを日頃から全体に周知することが大切である。また、守秘義務の厳守や、相談を行ったことにより相談者が不利益を被らないことなどを明確に伝え、相談に係る不安を払拭することも忘れてはならない。

さらに、生徒の心の問題についての理解を深める研修を実施し、生徒が発する兆候を見逃さず、必要に応じて、学級担任や生徒指導担当教諭、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー等がチームを組み、適切な対応を行えるように体制を整えておくことも重要である。

そこで、相談体制づくりの具体として次のことを実践する。

- ①スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーク・サポーター、相談機関などの活用について、生徒や保護者に周知するとともに、相談室の整備など、相談しやすい環境づくりと相談体制を整える。
- ②相談体制を整備するために、生徒指導担当教諭や教育相談担当教諭が「コーディネーター」として、スクールカウンセラーなど専門の相談員との連絡や調整に当たる窓口となることを生徒や保護者に周知する。
- ③いじめ発見のため、生活アンケートやいじめ早期発見チェックリスト等で情報を収集するとともに、校長の指導の下、担任教諭等、教職員が生徒との信頼関係をつくり、定期的な教育相談等を実施する。その際、全ての生徒に教育相談を実施し、受容と共感の姿勢で対応することを大切にする。

## 6 部活動の見直し

部活動の目的を再確認したうえで、今後の指導にあたる。部活動では、自主性や連帯感・責任感、リーダーの育成、集団でのマナー、ルールの遵守の姿勢を念頭に置いた指導をこころがけていくとともに、生徒と寄り添い、接する時間の確保にも努めなければならない。

さらに、部活動を異学年交流の場として捉え、意図的に自己有用感、自己肯定感を生徒自らが獲得していく活動の場とする必要がある。

それは主体的に取り組む協同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感、自己肯定感が高まることで、社会性が高まると考えるからである。この点において部活動は、

- ①人と関わる喜びが獲得しやすい活動となっているか。
- ②リードする上級生が主体的に取り組める活動となっているか。
- ③教職員が部活動で生徒を育てることを理解し、適切なシステムとなっているか。

について精査する必要がある。

## 7 家庭・地域・関係機関とのさらなる連携

家庭・地域・関係機関との連携をどのように進めていくかについて、学校としての基本方針・計画や校内体制を定め、その方針や具体的な方法、関係機関等のリストが全教

職員に周知され、共通理解のもとに連携を図っていくことが重要である。

そのためには生徒の実態や問題行動等の状況、学校の方針や対応などについて、学校参観の実施や保護者会・学校便りなどを活用して、保護者や地域に積極的に情報を提供し、理解を得るように努めなければならない。

また、何よりも日頃から保護者との連携を密にし、家庭訪問を行うなど、保護者との信頼関係を深め、一致協力して指導に当たれるよう、学校全体で連携を深める必要がある。

場合によっては、学校評議員制度を活用して、地域からの意見や情報等を積極的に収集するとともに、地域の人々の協力を得るなど、地域との連携を深めていくことも大切である。

学校のみで適切な対応が困難なケース等については、学校だけで問題を抱え込まず速やかに関係機関等との積極的な連携を深める。その際は、当該機関との適切な役割分担をはかり、生徒への指導を継続して行い、関係機関に任せきりにしてはならない。

また、必要に応じ町学校サポート会議の弾力的な運用も視野に入れ連携を図っていく。

## 8 小・中の連携

町教育研究会の活動と連動し、小・中の連携を図り、次のことを推進していく。

- ①人権を大切にする心、勤労観、職業観、郷土愛などを、系統的に育む体制づくりを研究・推進する。
- ②校種間の接続をスムーズに行うために、児童・生徒の発達・成長に応じた豊かな体験活動等を取り入れ、人間関係づくりの力を伸ばす。
- ③教職員は、小学校から中学校へ、中学校から小学校に相互に訪問・交流する。その中で、児童・生徒の実態や授業の内容、環境構成、指示の出し方、対応の仕方、接し方等を学び合い、双方の授業改善に生かす。
- ④児童・生徒も計画的に交流していくことを計画・実践する。

## 第2章 町教育委員会として

今後、町教育委員会として、これまでの施策及び取組を振り返り、見直すことが急務であると捉えている。これまで以上に、学校・保護者・地域・関係諸機関との連携を密にし、学校が全ての児童・生徒にとって安全で安心なものとなるように、それぞれの学校の実態に即した支援・指導を行っていく。

前述したとおり、「町教育委員会基本方針」を、いじめ防止の観点から見直し、各学校及び教職員に周知徹底を図ることはもちろんであるが、具体的な内容については、次の10点について、これまでの施策及び取組を修正・充実させていく。

### 1 教員研修の充実

教員の資質向上に向けた町教育委員会研修事業の充実をより一層図っていく。内容としては、教員一人ひとりの人権意識を高め、児童・生徒理解力や生徒指導力の向上を目指したものに重きを置き、実践的な指導力を高める研修を行う。また、研修や会議に、幼・小・中それぞれの担当者が入り、情報を共有することで、町として取組むべき方向

性のすりあわせを行う。さらに、町教育委員会が、各学校・園の研究会に他校の教員が参加する体制を整え、実践することでお互いに学び合う姿勢を教員同士が持ち、お互いに高め合いながら、町の教員全員で町の児童・生徒を育成するという認識に立った教育を実践する。

## 2 学びづくりを基盤とした授業改善

今年度で3年目を迎えた、県教育委員会の「学びづくり研究推進地域委託事業」に基づき、授業改善に力を入れる。児童・生徒がお互いに学び合い、高め合い、深め合いながら、教師が児童・生徒にとっての「わかる授業」を目指す。その過程の中で、児童・生徒の自己肯定感、自己有用感、自尊感情を育成し、さらに、自己を大切にし、同時に他者も大切にする児童・生徒の育成につながると捉えている。そのために、教諭の授業力向上を目指した研修をさらに盛り込んでいく。平成26年度以降も、これまで培ってきた研究の成果を、何らかの形で継続していく必要がある。また、幼・小・中接続を意識し、町としての学びの連続性を大切にするために、年4回開催している「学びづくり研究推進連絡会議」の中で、各校の研究主任との協議をより一層深めていく。

## 3 指導主事の派遣

町教育委員会指導主事だけでなく、県教育委員会指導主事にも依頼し、管内学校、園に積極的に派遣し、授業改善、児童・生徒理解、指導等に適切な支援、指導を継続的に実施する。教職員への支援、指導に留まらず、児童、生徒、保護者への支援、指導にも、学校、園と協力して積極的に関わることで、町全体で町子どもたちを育てるという姿勢で臨む。

## 4 町子どもフォーラムでの啓発活動

平成23年度から、小学校児童会役員児童を対象とした「子ども議会」と中学校生徒会役員生徒を対象とした「中学生トーク」を発展的に統合した「町子どもフォーラム」を開催している。町出身のコーディネーターを中心に、児童・生徒自身の主体的な活動を通して、第1回で掲げた、町子どもフォーラム宣言『笑顔あふれる最高の楽校（がっこう）』の実現に向けた取組を行っている。年度末に、その成果を地域に向けて発信し、保護者、地域を巻き込んだ取組をしてきた。今後は、一部の児童・生徒の活動からさらに広げて、学校全体、強いては町立学校全体の取組として定着するようにしていく。児童・生徒が自分たちの力で学校をよりよくしようという思いや活動する姿を保護者、地域に見ていただくことで、一緒によりよい学校を創っていくという啓発につなげる。

## 5 町支援教育アドバイザーの活用

町では平成23年度より、臨床心理の専門家を2名雇用し「町支援教育アドバイザー」として、町立小学校を中心とした学校巡回相談の実施を行っている。巡回相談の内容は、学級全体のアセスメントと教員へのコンサルテーションである。また、幼稚園、保育園とも協力し、就学相談に係る心理判定やアドバイスも行っている。今後も、この施策を継続、充実し、心理面からの児童・生徒への支援及び、それらを通しての保護者支援を

行っていく。また、教員の指導力向上に向けたコンサルテーションもさらに充実させていく。さらに、就学前から児童・生徒との関わりを持つことで、将来を見通した継続的な支援・指導を行えることも特長であり、この特長を生かし、支援シートを活用した情報の共有など、幼保・小・中の連携を重視した取組みを続けていく。

## 6 スクールソーシャルワーク・サポーターの活用

平成25年度より、町ではスクールソーシャルワーク・サポーターを配置し、県教育委員会のスクールソーシャルワーカーとの連携を継続している。また、関係諸機関との連携を深め、ソーシャルワークの視点から、児童・生徒への支援をより一層強化していく。特に、スクールソーシャルワーク・サポーターを各学校に派遣する回数を増やすことで、児童・生徒の小さな変化を見逃さず、ケース会議やネットワークミーティングを通して、関係諸機関や教職員と情報を共有し、よりよい支援、指導へとつなげていく。

## 7 町学校サポート会議の取組み

町教育委員会では、年間5回の町学校サポート会議を開催している。1回目と5回目は、全体会として開催し、2回目と4回目は、暴力行為に特化した実務者会、3回目は、不登校に特化した実務者会としている。本会議のメンバーに依頼し、日常的な町立学校に対する見守りを実施する。見守り活動を通して、平時から、関係諸機関と児童・生徒及び教職員との人間関係を築くことで、情報を共有し、児童・生徒のわずかな変化を見逃さない体制づくりを目指す。そして、お互いに声を掛け合える信頼関係を構築する。また、関係諸機関の様々な立場の方の多様な視点から、児童・生徒の様子及び学校の指導体制を見ていただき、それぞれの立場でどのような支援、指導ができるかを学校と共に考えていく。

## 8 町学校支援ボランティアコーディネーターとの協力

町立学校には、学校支援ボランティアコーディネーターが複数おり、本件中学校にも2名のコーディネーターが存在する。町教育委員会では、学校支援ボランティアコーディネーター連絡会議を年2回開催している。そこで、町立学校における学校支援ボランティアの活動に、具体的なボランティア活動だけに限らず、見守り活動を盛り込むことを依頼する。特に、本件中学校では、これまで学習支援、環境支援、行事支援の3部門を中心に活動を行ってきたが、その活動に付随する見守りのみにとらわれず、見守り活動それ自体を主としたボランティアも依頼していく。さらに、小・中の連携、接続を強化するために、小学校の学校支援ボランティアコーディネーターにも同様の依頼を行う。このような取組を、町に文化として根付かせていくことが大切であると捉えている。地域と共に存在する学校であることを、地域も教職員もより一層意識し、町に携わる全ての者が、児童・生徒の成長に関わることで、安全、安心な学校づくりを目指す。

## 9 地域への啓発活動

町内に唯一の中学校であることを生かし、地域が学校を育て、学校が地域を育てるという関係を再確認することで、学校と地域との距離感をできるだけなくしていくことが



必要である。そこで、町広報紙や町ホームページ等を活用し、町立学校の取組や児童・生徒の生活の様子等を、多くの町民の皆さまにお知らせすることを行う。これまでも、広報活動は行ってきたが、今後はさらに一歩踏み込み、地域の方に学校へ積極的に足を運んでいただくような広報を行う。学校と地域との人間関係を深めることで、お互いが児童・生徒のために何ができるかということを考え、前向きな取組へとつなげることができると考えている。

## 10 関係諸機関との連携

警察、県警少年相談・保護センター、児童相談所などの関係諸機関との連携を、より一層深めていく。有事の時以外のつながりが大切であると捉え、町教育委員会指導主事がパイプ役となり、定期的に連絡を取り合うことで、児童・生徒に対するよりよい指導、支援へとつなげる。特に、加害生徒、被害生徒及びその保護者への指導、支援について、学校と関係諸機関との協力がスムーズに行えるようにしていく。

日 付	活 動 内 容	
	対 策 本 部	学校との共同
4月11日(木)	聞き取り・SVによるケア	アンケート
4月12日(金)	聞き取り・SVによるケア	
4月13日(土)	SVによるケア	
4月14日(日)	聞き取り・SVによるケア	
4月15日(月)	聞き取り・SVによるケア	アンケート
4月16日(火)	臨時保護者会	臨時保護者会
4月17日(水)	聞き取り・SVによるケア	
4月18日(木)	聞き取り・SVによるケア	
4月19日(金)	聞き取り・SVによるケア	
4月22日(月)	聞き取り・SVによるケア	
4月23日(火)	聞き取り・SVによるケア	PTA総会等
4月24日(水)	聞き取り・SVによるケア	
4月25日(木)	聞き取り・SVによるケア	
4月26日(金)	聞き取り・SVによるケア	
4月30日(火)	聞き取り・SCによるケア	
5月1日(水)	聞き取り・SVによるケア	
5月2日(木)	聞き取り・SCによるケア	
5月7日(火)	聞き取り・SCによるケア	
5月14日(火)	聞き取り・SVによるケア	職員研修会
5月15日(水)	聞き取り・SVによるケア	保護者アンケート配付
5月16日(木)	聞き取り・SVによるケア	聞き取り
5月17日(金)	聞き取り・SVによるケア	職員研修会
5月20日(月)	聞き取り・SCによるケア	
5月21日(火)	聞き取り	保護者アンケート締切
5月22日(水)	聞き取り	
5月23日(木)	聞き取り・SCによるケア	
5月24日(金)	聞き取り	
5月27日(月)	聞き取り	
5月28日(火)	聞き取り	
5月30日(木)	聞き取り・SCによるケア	
5月31日(金)	聞き取り	
6月3日(月)	聞き取り	
6月4日(火)	聞き取り・SCによるケア	
6月6日(木)	聞き取り・SCによるケア	
6月7日(金)	聞き取り	
6月11日(火)	SCによるケア	
6月13日(木)	SCによるケア	
6月17日(月)	聞き取り	
6月18日(火)	SVによるケア	職員研修会
6月19日(水)	SVによるケア	
6月20日(木)	SCによるケア	
6月25日(火)	聞き取り・SCによるケア	
6月26日(水)	SVによるケア	※SV：スーパーバイザー
6月27日(木)	SCによるケア	SC：スクールカウンセラー

(資料2)

平成25年5月14日

保護者各位

湯河原町立湯河原中学校  
学校長 松野 司  
湯河原町教育委員会  
教育長 篠原 通夫

個別生徒面接の実施について

保護者の皆さまには、日頃、本校の教育活動にご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

4月10日に本校2年生の[ ]が自ら命を絶つという大変痛ましい出来事が起きたことにつきまして、町教育委員会では4月21日に「湯河原中学校支援対策本部」を設置し、原因を明らかにするための取り組みを行っておりますが、さらなる事実関係の解明のため、全校生徒対象とした面接を次のとおり実施しますのでご承知おきください。

なお、面接に当たり、お子さまの心理状態等でご心配な点がある場合には、スクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカー等を同席させますので、ご連絡ください。

面接日時 平成25年5月16日(木)

1年生：1, 2時間目

2年生：3, 4時間目

3年生：5, 6時間目

面接形式 担任教諭との個別面談方式  
(県教育委員会指導主事も同席させていただきます。)

問い合わせ先  
教頭 中 嶋  
電話 62-3393